

高松市・香川町合併協議会会議録
第 1 4 回 会 議

平成 1 7 年 1 月 1 1 日 (火)

高松市・香川町合併協議会

高松市・香川町合併協議会会議録

第14回会議

1 日時

平成17年1月11日(火)午後2時開会・午後5時7分閉会

2 場所

香川町農村環境改善センター 2階 大ホール

3 出席委員 19人

会長	増田昌三	委員	三笠輝彦
副会長	岡弘司	委員	森谷芳子
委員	井竿辰夫	委員	溝淵敬
委員	松本吉弘	委員	初瀬恭次郎
委員	谷本繁男	委員	富田道教
委員	御厩武史	委員	大塚茂樹
委員	大橋光政	委員	中原弘
委員	北中ヤヱ子	委員	長尾光喜
委員	梶村傳	委員	山本宏美
委員	大浦澄子		

4 欠席委員 4人

委員	井原健雄	委員	千葉規美子
委員	鎌田郁雄	委員	西川勝秀

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	二川幹生
副幹事長	松本吉弘(委員兼務)	幹事	妹尾長
幹事	中村榮治	幹事	三好和則
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 51人

総務部会委員	小山正伸	環境部会委員	宮武敬三
総務部会委員	和田安富	環境部会委員	井上協典
消防部会委員		環境部会委員	大熊正範
企画財政部会長	横田淳一(幹事兼務)	産業部会長	田阪雅美
企画財政部会委員	植松勉	産業部会委員	池尻育民
企画財政部会委員	森 覚	産業部会委員	穴吹 学
企画財政部会委員	白井文夫	産業部会委員	川西正信
企画財政部会委員		産業部会委員	山田 悟
市民部会委員	岡本政昭	産業部会委員	和泉正文
都市開発部会委員		都市開発部会委員	横田幸三
市民部会委員	間島康博	都市開発部会委員	宮武茂基
市民部会委員	久利泰夫	都市開発部会委員	大林 勝
市民部会委員	中川 仁	土木部会委員	西岡慎吾
市民部会委員		土木部会委員	稲垣基通
環境部会委員	横田敏治	土木部会委員	平尾洋二
健康福祉部会委員	川田喜義	土木部会委員	鎌田茂史
健康福祉部会委員	武上浩一	土木部会委員	土居讓治
健康福祉部会委員	西川典生	土木部会委員	安德澄雄
健康福祉部会委員	藤田正勝	土木部会委員	上原博志
健康福祉部会委員	有馬政昭	消防部会委員	矢代正己
健康福祉部会委員	菅原孝士		
環境部会委員	田中豊彦		
環境部会委員	大嶋光晴		
環境部会委員	藤井敏孝		

教育部会委員	上原直行	文化部会委員	馬場朋美
教育部会委員	松木健吉	文化部会委員	高橋広二郎
教育部会委員	前田昭徳	文化部会委員	川崎正視
教育部会委員	熊野正樹	農業委員会部会長	溝渕 收
教育部会委員	遠藤政則	農業委員会部会委員	森 正則
教育部会委員 文化部会委員	山田準一		

7 事務局

事務局長	林 昇	総務班 兼調整班兼計画班	岡内寛幸
事務局次長	加藤昭彦	総務班	黒淵博美
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井 隆	計画班	山上龍二
総務班長 兼調整班兼計画班	澤田敏男	調整班 兼計画班	平尾和律
総務班 兼調整班	安西正門	調整班 兼計画班	佐藤扶司子

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

協議第 2 0 号 地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

（第 1 1 回会議提案：継続協議）

協議第 2 8 号 建設計画（協定項目第 2 5 号）について

（第 1 1 回会議提案：継続協議）

協議第 3 2 号 商工・観光関係事業（協定項目第 2 4 - 1 4 号）について

（第 1 2 回会議提案：継続協議）

協議第 3 7 号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

（協定項目第 8 号）について

（第 1 3 回会議提案：継続協議）

協議第 3 8 号 事務組織及び機構の取扱い（協定項目第 1 3 号）について

（第 1 3 回会議提案：継続協議）

協議第 3 9 号 一部事務組合等の取扱い（協定項目第 1 6 号）について

（第 1 3 回会議提案：継続協議）

協議第 4 0 号 障害者福祉事業（協定項目第 2 4 - 6 号）について

（第 1 3 回会議提案：継続協議）

協議第 4 1 号 高齢者福祉事業（協定項目第 2 4 - 7 号）について

（第 1 3 回会議提案：継続協議）

協議第 4 2 号 その他の福祉事業（協定項目第 2 4 - 1 0 号）について

（第 1 3 回会議提案：継続協議）

協議第 4 3 号 農林水産関係事業（協定項目第 2 4 - 1 5 号）について

（第 1 3 回会議提案：継続協議）

協議第 4 4 号 消防防災関係事業（協定項目第 2 4 - 2 0 号）について

（第 1 3 回会議提案：継続協議）

- 協議第 4 5 号 学校教育事業（協定項目第 2 4 - 2 1 号）について
（第 1 3 回会議提案：継続協議）
- 協議第 4 6 号 コミュニティ施策（協定項目第 2 4 - 5 号）について
- 協議第 4 7 号 児童福祉事業（協定項目第 2 4 - 9 号）について
- 協議第 4 8 号 環境対策事業（協定項目第 2 4 - 1 3 号）について
- 協議第 4 9 号 建設関係事業（協定項目第 2 4 - 1 6 号）について
- 協議第 5 0 号 下水道事業（協定項目第 2 4 - 1 9 号）について
- 協議第 5 1 号 社会教育事業（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について
- 協議第 5 2 号 文化振興事業（協定項目第 2 4 - 2 3 号）について
- 協議第 5 3 号 その他の事業（女性政策）
（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について
- 協議第 5 4 号 その他の事業（契約制度）
（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について
- 協議第 5 5 号 その他の事業（葬斎関係事業）
（協定項目第 2 4 - 2 4 号）について

4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午後 2時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 皆様、新年明けましておめでとうございます。平成17年の新春を健やかにお迎えになられましたこととお喜びを申し上げます。

昨年中は一方ならぬお世話に相なりまして、まことにありがとうございました。どうか本年もよろしく願い申し上げます。

それでは、早速ですが、会議に入らせていただきたいと思います。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の2会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、三笠輝彦委員さんと初瀬恭次郎委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 (1) 協議事項

議長（増田会長） まず、(1)の協議事項でございますが、初めに協議第20号地域審議会の取扱いについてを議題といたします。

なお、協議第20号につきましては、第11回会議で提案及び説明をし、その後第12回、第13回会議で質疑、協議等を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

協議第20号地域審議会の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほど枠の中に記載のとおりでございます。恐れ入りますが、継続協議となっております案件の提案内容につきましては、朗読は省略させていただきます。

この地域審議会の取扱いにつきましては、先ほど議長の発言にもございましたように、第11回会議で提案され、第12回会議及び第13回会議で質疑、協議を行いましたが、香川町の委員から、地域審議会の取扱いについて、さらに検討を要するなどの理由で継続協議となっているものでございます。

以上が協議第20号の提案内容等でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第20号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

大塚委員 香川町の大塚です。回を重ねてきた審議課題でありますけども、昨年12月28日、また、新年始まってからは1月6日と2回、この項目について論議が重ねられました。18人の香川町の議員定数ですけれども、ちょうどこの採決をしたわけですが、その時間には、昼から始まった会が午後7時半近くになってました。そういうことで、やむを得ぬ用事で欠席者が3名おりました。そういう中での採決となったわけですけれども、9名の賛成ということで、委員会の中では可決された形になってます。しかし、議会全体で見ると、9名というのが必ずしも議会の過半の意見という形態にはなれていないと思います。

そういう中で、大変苦慮するとこなんですけれども、この案件については、例えば建設計画、あるいは事務組織・機構との絡み合いで論議がされなければならないんでないかという強い意見がある中での採決でしたけれども、十分に論議が尽くせたという感には至っておりません。そういう事情も御賢察をいただきながら、それぞれの委員の意見を聞いていただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） それじゃ、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。今、大塚委員さん、その前には議長さんから、二遍継続協議というようなことでございますけれども、香川町にとっては、この地域審議会の項目は、合併したときには一番重要な事項になるかと思うわけでございます。

そこで、この合併特例法の地域審議会の部門をよく私は読んでみますと、ちょっと今、御提案がある条文で2点ほど疑問点がございますので、そのところを御質問させていただきますので、明確な御回答をお願いしたいと、このように思うわけでございます。

合併特例法の地域審議会の部で、第5条の4の2項でございますけれども、ここに、「地域審議会を組織する構成員の定数、任期、任免その他の地域審議会の組織及び運営に関し必要な事項については、合併関係市町村の協議により定めるものとする。」と、こういうふうになっておるわけでございますけれども、この協定項目には、第4条の2「次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。」と、こういうふうになっておるわけでございますが、これを「合併関係市町村の協議により定めるものとする。」に改めるのが、この法令の趣旨に沿うのではないかと、このように思うわけでございます。

2点目、この特例法の第3項でございますけども、この3項には、「前2項の協議については、合併関係市町村の議会の議決を経るものとし」と、こういうふうにあるわけでございます。これがこの御提出いただいております協定項目には欠落をしておると。この2点は非常に大事な面ではないかと、このように思うわけでございますが、この2点についての御見解を承りたいと思います。

なお、市長さんが、いわゆる委員を委嘱するのは、いわゆる特例区の委員だけというふうに解釈しますけれども、そこらの点についても、私は、ぜひこれは、いわゆる第5条の4の2項にあるように、「合併関係市町村の協議により定めるものとする。」というのが正しいのじゃないかと、このように思うわけでございます。よろしくお願いします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 2点について、事務局から説明をいたします。

まず、第1点の合併特例法の趣旨、規定を受けての対応ということでございますが、関係市町村の協議により定めると。この関係市町村の協議というものは何かといいますのが、この会議資料の2ページから3ページにかけての別紙でございます。したがって、第1条から第9条、そして附則、これすべてが協議の対象ということでございまして、単に第4条の人数だけとかというものではございません。これすべて一言一句協議の対象になるというものでございますので、このように提案をしておるものでございます。したがって、合併協議において協議を行うということになります。

第2点の議会の議決を経てということでございますが、この合併協定項目を確認していただいて、すべての合併協定項目が確認されますと、調印を行う。それを受けて、議会の方に議案を提案をします。その議案の中の一つに、この地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議、すべて議会に提案をするということになりまして、そこで関係市町村の議会の議決を経るということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、なおということで御指摘いただきました、市長が委員を委嘱するのは特例区の委員だけというような発言があったんですが、ちょっと理解しかねますが、地域審議会ということであれば、この協議の内容において市長が委嘱するということでございますが、次に掲げるもののうちから委嘱するわけございまして、これは当然に両市町、関係市町で十分に協議を行った上で、どなたを委員にするかということを経済協議した上で委嘱するということになるかと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

初瀬委員 今、合併特例区の分についてのみ市長が委嘱するというのは、ここにはっきりと法令で決まってるわけでございますね。平成17年3月31日の法令で、新合併特例法の平成17年4月1日から有効になっておるところに、「合併特例区の区域に住所を有する者で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有する者から市長が選任」と、こういうふうに法令ではっきり決まっておるわけでございます。

そこで、今、申し上げた事務局からの御返事によりますと、改めていわゆる市長が委嘱するというので、この法令を私は合併関係市町村の協議によって定めるというのは、ほごにされとると思うんですが、考えようによっては、これ合併する相手方の市長がいわゆるイエスマンばかりをすとか、いわゆるそういうふうなことも考えるわけで、私どもの香川町にしたら、これはもう非常に大きな問題でございまして、この法令にはっきりと定めておるわけでございますから、これはぜひ挿入をしていただきたい。

それと、これは後で議決をするというんでございましたならば、せっかく合併特例法の地域審議会の第5条の4の3項に「前2項の協議については」と、「前2項」とはっきりと定めておるわけでございますから、これも追加して、この合併関係市町村の議会の議決を経るという項目を入れていただくのが、私は、香川町側としては望ましい、また妥当ではないか、この法令遵守として妥当ではないかと、このように思うのでございますけど、いかがでございましょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ちょっと誤解があるといけませんので、説明をさせていただきますが、会議資料の2ページの別紙、これが、今、御指摘いただきました合併特例法第5条の4第1項及び第2項の規定に基づくというふうには書いてありますが、第1項の規定が、その2行目の地域審議会の設置、設置をするかどうかというのが第1項の協議でございます。第2項は、組織及び運営に関するということ、2行目から3行目の表現、これが第2項の協議でございます。したがって、設置と組織及び運営に関する協議を、その下に書いております第1条から第9条、そして附則において協議で定めるということでございます。合併特例法の協議というものはそういうことでございます。御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） どうぞ。

初瀬委員 会議資料の2ページの上段で、その組織及び運営に関する協議とありますけれども、その運営から、並びに第3項議決を経るものとするということを書く必要があるん

じゃないでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 その議決を経るといのは法律に規定されておりまして、この合併協議においてそれを書く必要はございません。合併協議より以前の問題で、大前提として議会の議決が必要だということが法律に明記されておりますので、それに基づいて議会の議決を経るといことになりますので、御理解をいただきたいと思います。

初瀬委員 もう一つ私は、事務局がおっしゃりよることは理解できないんでございますけれども、私方の香川町としては、これを項目に、今、言いよるように「並びに第3項議決を経るものとする」と入れていただきたい。

それと、第4条の第2項に「市長が委嘱する」といのを、「合併関係市町村の協議により定めるものとする」といふうに改めていただきたいと思うのでございますけれども、もう協議も、たくさんきょうは協議事項がございます。もうあえて私はそこを追及はいたしませんけれども、高松市の委員さん、どう思われますか。私が言いよることは間違うとらんとする、法令にこれびっしりとあれしとんで……。

議長（増田会長） はい、それじゃどうぞ。

梶村議員 高松の梶村でございますが、初瀬委員さんのおっしゃることは、少し、やっぱり、私、横で聞きよっても無理があるような気がします。いのは、議決事項を全部この地域審議会の項目に入れるといことになりましたら、その他の協定項目、1から24項まで大きく言えばあるわけです。だから、すべての協定項目に全部議決を要する、議決を要するとい字句を挿入しなきゃならないといことになりはしないかといふうに思ふんであります。合併項目、協定項目そのもの全体を議決するわけでありまして、それは殊さらに言う必要はないといふうに私は思います。

それからもう一つ、市長が委嘱するとい表現では不足だといふうな話がありますが、これは先ほど事務局からも答弁したように、やはり私、初瀬委員さんのおっしゃるよう一番大事なことだと思ふうね、地域審議会を設置するといことは、地域審議会のメンバーを決めるといのは、編入合併する方側の市長から任命されるように形としてはなりますが、その前段では、やっぱり香川町長さんと十分協議をしたものが上げられてといふうに事務局も答弁がありましたとあり、そういう形で任命されるわけですから、私は、もうそのことで十分生かされるんではないかといふうに思っています。

あわせて言えば、私は、この地域審議会をつくることで、これはもう従来の議会にかわ

るものだと思っていますから、問題は、地域審議会の皆さんが、選ばれた皆さんが、どうやって地域の皆さんの声を、新しい建設計画に基づいてまちづくりをするかということの声を聞き集めるか、そこの組織を考えることがこれからの大きな課題だと思っています。だから、一番大事なことだと思いますよ。言われるとおりだと思いますが、形の上では、やっぱり、ここに提案されていることで私は生かされるのではないかというふうに思っていますので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

初瀬委員 梶村委員さんの言うことはよくわかるんですが、私は、この議会の議決というのは、全項目にわたってするんでなく、ここの法令で決められとる地域審議会の前2項、第5条の前2項の分についてのみの議会の議決が必要ではないかと、こう思うとるわけでございまして、全項目を議決せえと言え、これ大変……。

議長（増田会長） ちょっと違うんですね。それ、もうちょっと事務局からはっきりと説明します。

初瀬委員 いや、もう結構です。

議長（増田会長） いや、誤解されとるようすんで、説明いたします。

初瀬委員 もう結構です。これ以上私言いません。もう言いません。それで……。

事務局長 誤解があったまいますとちょっと後々問題ありますので。

この協議、別紙という2ページ、3ページの協議は、合併後の高松市の条例にかわるものです。したがって、合併後の高松市としての規定ということになりますので、その時点では合併の関係市町村ということが発生しない状態になります。したがって、2点目の市長が委嘱するというのは、この地域審議会は合併の日から発足すると。合併の日というのは、高松市が存在する状態ですので、その時点では関係市町村、関係市町というものは存在しない、高松市が存在するということでございますので、その代表者である市長が形式的に委嘱するということでございますので、この条文の中に「関係市町村の協議により」という表現は入れられないということになりますので、御理解をいただきたいと思えます。

初瀬委員 梶村委員さんのお言葉ですけども、委員の委嘱については、市長さんが、もちろん、香川町長さんに相談して適当な人材を委嘱するであろうと、それはよくわかる。それで、町長さんからもその旨は十分承っております。しかし、偏向された人事では、意味はおわかりかと思えますけれども、偏向された人事では、これからほんまに香川町のプ

ラスになるか、そういうことはなさらんでしょうけれども、そこを十分私は心配して、それであれなんで、ここにせつかく法令で、「合併関係市町村の協議によって定める」と、こうあるから、これをぜひ入れていただきたいと、こういうふうに申し上げたわけでございますので、もうこれ以上時間が長くなりますから、以上で終わります。

議長（増田会長） ほかの方の御意見を伺いたいと思います。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。先ほど来、初瀬委員の方から質問、あるいはそのやり取りがありましたけれども、問題は、もとにあるのは、例えば諮問をするのは市長であります。その審議会の委員を選定するのは市長が委嘱する。さらに、この条例では9条で、「この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。」と。この審議会の協議に、運営に関し必要な事項は市長が定めると。これは、本来であれば、地域審議会が構成されれば、地域審議会のこの条例でも、中の互選によって委員の構成がされるわけですけども、普通であれば、運営に関する中身の問題は、会長が必要な事項を定めるとというのが本来の姿でないかと思います。こういったところに、やはり双方の問題は、根幹にあるのは、双方の信頼関係の、これが裏づけになる一番重要な根幹になるところでないかということで、先ほど来、初瀬委員も法にこだわった表現方法をめぐって意見が出たんでないかと思います。

私も、例えば、少なくとも第9条は、市長が定めるのではなくて、これは審議会に付託するわけですから、その中の運営に関しては、審議会の、当然、会長にその責が負わされるのが本来の筋合いでないかを感じるわけです。そういった文面の整合性もぜひ配慮をいただけたらと願うわけです。

以上です。

議長（増田会長） ただいまの件について、事務局からお答えします。

事務局長 ちょっと、今、手元の資料が見当たりませんが、この第9条の規定の仕方、「市長が定める。」ということについては、単純に、ここに書いてますのは「地域審議会の運営に関し」というふうに書いてますけれども、地域審議会の会議の運営ではなくって、地域審議会全般の運営ということでございますので、これは全国的にほかの事例も見た上で、これは会長ではなくって、それをもう一つ全体として見る市長として対応すべきであるということで「市長が定める。」というふうにしております。

ただし、実際の会議の運営そのものについては、会長が行いますので、現実には、会長

がいろいろなことを審議会に諮って決めていくものというふうに理解をいたしておりますので、この表記については、そのような考え方で整理をしたものでございます。御理解をいただきたいと思えます。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

溝渕委員 香川の溝渕でございます。先ほどから、初瀬委員、それから大塚委員からの発言がございましたですけれども、私も、この第3条の「答申し、又は意見を述べるものとする。」というところでございますけれども、香川町の住民としては、もう少し重き言葉が欲しいという気持ちが皆あります。そういうことで、この後に、その意見を尊重するというような言葉を入れていただきたいということを申し述べます。

それから、第4条の地域審議会の委員の委嘱でございますけれども、これは、委員は合併の日までに合併関係市町村の協議で決めておく必要があると思えますが、いかがなものでございましょうか。その点、お伺いしておきます。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 第1点目の、この条文の中に審議会の意見を尊重するというような表現を入れるべきではないかという御意見でございますが、これについては、これまでのこの協議会の会議の場でも、いろいろ御意見が出ておまして、議論されたところでございます。

この地域審議会は、附属機関の一つということでございまして、それぞれの自治体にはいろいろな審議会が存在をいたします。そのような審議会との整合性ということを考えていきますと、この地域審議会のみ、尊重するというを記述しますと、ほかの審議会は尊重しないのではないかというような誤解が生じることもありますので、そのようなことはないとということで、地域審議会も、そのほかの審議会も同様に扱うべきである。ただし、この地域審議会については、これまでも再三にわたって申し上げておりますように、この合併協議の最大の項目でありますし、これを定めて後、地域審議会で協議する案件については、この合併協議会で決定をいたします建設計画、これを審議する、この進行状況を審議するというようなことでございますので、非常に重要な審議会であるという位置づけは変わらないということでございますので、最大限にその意見を尊重すべきであるというふうに申し上げておきたいと思えます。

それから、第2点の委員の委嘱については、合併時までに双方で十分協議をした上でやるべきだという御意見でございますが、それはごもっともでございまして、そのようなこ

とで対応すべきであるというふうに思っておりますし、その協議を経て合併の日に発足をさせていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

溝渕委員 第3条につきましては、各、特別のいろいろな審議会なんかあるので、ここには入れられないということについてはよくわかりましたですけれども、意見は意見として、十分に尊重するという立場でお願いしたいと思っております。

市長さんはどうお考えでございましょうか、その点。

議長（増田会長） この件については、これまでもお答えしてるかと思っておりますし、私も塩江町との協議でも申し上げておりますし、また、その塩江町の合併関係議案が12月議会に出されたときにも、こちらの議会の方からも質問がありまして、その答弁にも、「地域審議会の適切な運営を図るとともに、その答申や意見を最大限尊重する中で建設計画の効果的な執行に努めます。」というようなことを、はっきりと議事録にも残しております。当然、最大限尊重させていただきます。

溝渕委員 どうもありがとうございました。長引きますので、この件につきましては、十分に尊重されることを希望して、終わります。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。溝渕委員の発言に関連いたしまして、この3条の問題でございますが、私も、以前の会議で同じような内容の御要望を申し上げた覚えがございますが、もう一つ納得いかないのが、やはり、ほかのいろんな審議会あると思っておりますが、それと同等で、そのほかの審議会とへんぱするようなことはいかんから、これは尊重する言葉がつけられない。やっぱり私は、どうしてもこういう全体を抱える合併問題、大きな審議会ですので、ほかの審議会の委員さんのメンバーには悪いんですが、この審議会は、やっぱり最重要な審議会だという認識をぜひとも市長さんに持っていただきたいと思うわけでございます。そのあたりが、ほかの審議会と全部平等にせないかんだという気持ちはわかるんですが、私ども吸収される側の人間といたしましては、本当に、これが建設計画の担保の審議会であり、最重要な審議会でありますので、その思いが、我々にもう一つ伝わってこなかったのが、ちょっと納得しづらいところがあるわけでございます。

議長（増田会長） もう先ほども申し上げましたように、審議会の答申は、どの審議会の答申であっても最大限尊重すべきでございまして、しかし、中でもこの合併協議におけ

るこの地域審議会が、また、確かにそういう審議会とは趣を異にして、とにかく地域の皆さん方が非常に注目する格別の審議会だということについても十分にわかりますので、そういう意味におきましては、どの審議会も尊重いたしますけれども、格別、尊重しなければならないなど、そういうふうには思っております。

先ほど来、いろいろなお話いただいておりますが、表現の問題よりは、やはりもう、不信感があるかないか、どこまで信頼していただけるかに尽きると思いますので、私どもとしては、決してそんな、イエスマンばかりを集めるというて、そんな、私ども、実際の市の審議会でもそんなことしたら、もう市民からすぐ抗議来ますし、いろんな幅広い立場の人を入れなかったら審議会になりませんから、そういうことはもう当然やっていかなければならない。とりわけ、また、今、言うように、普通の審議会でもそうですが、特に、この地域審議会となれば、香川町のいろんな立場の意見の人を当然入れていかないと、すぐ批判を受けるということはもうわかり切っておりますので、十分にその点あたりは、十分な配慮をしていくということは、もう当然のことでございますし、十分に皆さん方の意は酌んでまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にほかに御意見なければ、協議第20号については、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。御異議がないようでございます。協議第20号については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第28号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、建設計画について御説明いたします。

本日、お手元には建設計画の資料を配っておりますが、建設計画につきましては、前回の会議で香川町地域の役割と機能について修正をいたしました。その後、内容及び字句等の修正箇所はございません。このようなことから、本日提出をいたしております建設計画案は、前回と同じ内容のものでございます。内容についての説明は省略させていただきます。

この建設計画につきましては、すべての合併協定項目の協議が終了した段階で意思集約

を図っていただきたいというふうに考えておりますが、協議も終盤を迎えまして、本日、合併の期日を除くすべての協定項目を提案いたしますことから、委員の皆様方におかれましても、建設計画の内容等につきまして、再度、御検討、御確認をお願いしたいと存じます。

以上、簡単でございますが、協議第28号建設計画についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第28号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町大塚です。十分に特別委員会を、香川町の議会では特別委員会を構成しながら、この建設計画の具体的な内容にまで踏み入って検討する時間が確保できておりません。そういう中ではありますけども、特にこの建設計画の中で、本当にこれでいいんだろうかという疑問がわくのは、建設計画の末尾につけられております財政計画であります。この財政計画が、合併した後、17年度から10年間の平成27年度まで、ほとんどの年度ずっと同じ金額で財政運営がされていくという計画となっておりますけども、単純に考えましても、合併すれば、初めの3年、5年の間にもかなりな事業がされるものと私たちは理解してきたわけです。ところが、もし、この事業が、建設計画が進められて事業がされたとすれば、当然この間に起こした新たな債務は、その後の年度では償還をしていかなければならなくなるはずなんですけれども、この起債の額もほとんど同じ額で推移する。それから、今度逆に、その支払いである公債費も、徐々に公債費の占める額は減っていくけれども、事業量はさほど落ち込まないという数字の羅列になっています。本当に、こんなに単純に同じような金額をずっと並べて財政というのが構成できるのかどうか、それから、この財政計画そのものが、本当に積算をされた上で検討がされた数字になっているのかどうか、このあたりをお伺いしたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ただいまの御意見でございますが、現実には、そのような合併年度から数年ということが非常に重要な時期になるかと思っております。ただし、その時点において、重点的に事業を実施するということになりますと、そこに財源を重点的に確保していく必要がある。一方で、健全な財政運営を行っていくためには、毎年度平準化していくことが重要であるということございまして、基本的には、財政計画にも書いてますけれども、毎年確

保できる財源を十分に把握した上で、計画的に、効率的に、効果的に事業を実施していくということになるかと思いますので、まずは、財政運営の基本であります「入るを量って出るを制す」という考え方に基づいて対応をすべきであるというふうに考えておりました、一方で、現時点において、いつの年度にどの程度の財源が必要で、どの程度の事業が要るかということ、今の時点で、その10年間、11年間の中に、その波を持たすことがいいのかどうかということについては、非常に議論があるところでございまして、冒頭申し上げましたように、平準化することが望ましいのではないかとこの考えのもとに、その計画を立てたところでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

大塚委員 平準化することが悪いというわけではありません。ただ、この数字の根拠は積算されているのかどうか。先ほども申しましたように、建設計画は、少なくとも幾つかの建設計画は、10年間の間すべてを今想定することは難しいかも知れませんが、ここ3年、5年というのはある程度想定ができていないかと思っております。そういった事業をして、また、通常の今までやってきた市の事業を推進しながら、この財政というのが本当に成り立つ積算がされているのかどうか。

例えば、公債費を、合併の特例債を起すにいたしましても、その返済というのは当然3年目、5年目あたりからだんだんにふえていくはずであります。ところが、ここで表示されている公債費は、3年目以後は急激に減っていくという想定がされています。それで、初めてこれが減ることによって、投資的経費もそれまでの金額が、ほぼそれに近い金額が、幾分かは減りながらも維持していけるという想定がされています。しかし、公債費の返済がふえれば、当然この投資的経費は、財政が非常に厳しい中での運営であれば、これは公債費のしわ寄せで落ち込んでいくのが当然ですけれども、ところが、ここではこれも非常に平準化がされてると。本当にこれが現実に財政運営上可能な、現実性を、一定積算根拠に持っておられるのかどうか、本当にこれがやっていけるのかどうか、非常にここに大きな不信を抱かざるを得ないわけです。

さらに言えば、私たちは余り知らなかったわけですが、最近になって聞くところによりますと、例えば、土地開発公社がありますけれども、私どもの町にもありますけれども、香川町の場合、本来は、この土地開発公社というのは、土地を先行取得して、その年度あるいはその翌年度に、次年度にその土地を活用する事業計画が伴ってくるというのが本来ですけれども、香川町の場合、ちょっと特殊な事情がありまして、現在黒字額が1億円余

り出ています。借金は、今、先行取得している土地がありませんので、ゼロです。そういう香川町の今の特殊な状況にある開発公社ですけれども、聞き及びますと、高松市の開発公社が、現在、既に215億円程度の借入金を起こしていると。これが、土地が本当に活用できる、あるいは活用するという状況下にあるのかどうか。そして、そういった借入金も考え合わせていきますと、本当にこれ、財政計画大丈夫なんだろうかという不安を持つわけですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 前段部分の財政計画を立てた根拠ということでございますが、これはどの自治体も同じことですけれども、10年間という長期計画を立てるに当たって、そのスタートの時点ですべて詳細に事業費まで積算をしていくということは不可能でございます。これについては、先ほど申し上げましたように、どの程度の財源が確保できるかということを見通した上で、その財源の範囲内で事業を実施していく。したがって、事業費についても、現時点でこの程度は要るだろうということはあろうかと思いますが、果たして、それだけ使わなければならないのかどうかというのは、毎年度の予算の中できちんと査定をしていく必要がございます。そのようなことから、この財政計画については、プラスとマイナスをイコールにしなければ、健全な財政運営ができませんので、このような考え方で立てておるところでございます。今後、合併協議が進んで、合併が確定した段階では、合併後二、三年ごとに、事業費も含めた事業計画を立てまして、それに基づいて、効率的に、効果的に運営をしていく必要があるかというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、あと、土地開発公社等の問題については、事務局からお答えするものではございませんので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、これはまだ次の機会もございます。次回第15回会議で改めて質疑、協議等も行いますので、その間に、また十分御検討いただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、協議第32号商工・観光関係事業についてを議題といたします。

なお、協議第32号につきましては、前々回会議で提案説明し、前回会議で修正案が提出され、質疑、協議を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料7ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第32号商工・観光関係事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

この商工・観光関係事業につきましては、前々回の第12回会議で提案されましたが、調整すべき項目について調整漏れがございましたことから、新たに調整した項目を、前回の第13回会議で修正案という形で提出したところでございます。

第13回会議では、当初提案されました内容のうち、香川町商工会への補助につきまして、香川町の委員の方から、各町の商工会との統合や補助のあり方について、さらに検討を要する必要があるとのことから、香川町内においてまだ意思集約が図れていないとの意見がございまして、再度継続協議となったものでございます。

その後、これまでの会議での委員の方からの御意見等も踏まえまして、市町間で協議を行った結果、附属資料に記載しております対応策を一部修正をすることとしたところでございます。本日お配りいたしております資料のうちで、右肩にその2と記載しております附属資料（継続協議分）、これの2ページをごらんいただきたいと存じます。右肩にその2と書いてございます資料の2ページでございます。

附属資料の継続協議分の2ページ、商工・観光関係事業についてのうち、中小企業指導団体等育成でございます。

2ページの右側中ほどの対応策をごらんいただきたいと存じますが、対応策の中段から下でございます、なお書き以降でございますが、この下から2行目にございますように、勘案する中で、の後に、団体の活動に支障が生じないよう、という文言を追加いたします。読み上げますと、「香川町商工会に対する補助については、合併年度及びこれに続く3年度について、現行のとおり実施するものとする。なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、団体の活動に支障が生じないよう、適切な検討を行うものとする。」と字句を追加して修正をいたしましたところでございます。なお、調整案及び提案内容については、変更はございません。

以上が協議第32号の提案内容並びにこれまでの経過でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第32号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

長尾委員 香川町の長尾でございます。大切な項目を挿入していただきまして、大変ありがとうございます。商工会関係につきましては、たびたびお願いや要望を申し上げてきたところでございますけれども、いずれにしましても、合併したのために補助金が大幅に減額されたり、それから、それによって私たちの手で職員の生首を切るようなことが起こったり、また、小規模事業者が大半でございます商工業者のお手伝いが十分にできなくなったり、そのようなことが非常に地域活性化に障害を及ぼすんじゃないかなと、このように思っております。ですから、その点を、先ほど字句の挿入もいただきましたように、特段の御配慮を、今後もいただきながらやっていただければというふうにお願ひ申し上げる次第でございます。

以上でございます。

議長（増田会長） 十分御趣旨をわきまえてやらせていただきたいと思っております。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。前回の会議のときに、商工会の補助に絡みまして、ごみ袋の取扱手数料に関しまして、これはもう言うただけに終わったんでございますが、その後、事務レベル等でお話もあったようでございますが、お願いいたしたいのは、香川町の商工会といたしましては、高松市は大きいですから、これは、ごみ問題はごみ問題、商工会の補助金は補助金というんで割り切って考えられるんでしょうが、香川町の商工会にとりましては、やっぱりこれは大きな補助金の一つでございます。ごみ袋手数料、300万円余りの大きな予算でございますので、この項目で確認はしてもいいんですが、再度、環境問題のところで、これもひっくるめて検討していただけるのかどうか、ここで商工会問題に確認いたしましたら、もうこの商工会の補助金問題、ごみ袋問題は終わるんですか、どんなですかね。

議長（増田会長） ちょっと理解しかねたんですが、環境ですか。

御厩委員 ごみ袋手数料というのは、本来はそっちの問題じゃないんでしょうかということをお事務局レベルで聞いてきたようなので。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ちょっと確認が十分できませんけれども、この後、本日提案することになっております協議第48号環境対策事業というのがございますが、ちょっと、きょう提案という形でございますので、そこで、今の御意見も含めて、次回までにどのような状況にな

っているのが確認もする中で対応を考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（増田会長） 私、ちょっと聞いた範囲では、同じような対応ができるというふうには聞いておりますが、なお正式に担当の方から確認させていただきます。

御厩委員 その後、検討していただけるということによろしいんですね、ごみ袋手数料の問題に関しては。

議長（増田会長） 検討いたします。

御厩委員 わかりました。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

長尾委員 香川町の長尾でございます。ここの中で私も出るように思ってなかったんであれなんですけれども、現実には、先ほど御厩委員さんの方からおっしゃいますように、いわば町の方から補助金としていただいているものをアップ願うことが非常に厳しい状態が数年前から続いております。そういう関係で、商工会がごみ袋を、町の扱いのごみ袋ですけれども、扱うことにより手数料収入を上げていくということで、それが現実、今の段階ですけれども、商工会の総事業費の中の8%を占めておると。それが合併と同時に、ごみ袋は市がすべて取り扱いますから商工会の方は取り扱いできませんよと、こういうふうなお話もお聞きしておりますので、8%というこういう大きい金額になりますと、非常に運営にも支障が来すと、このように考えられるわけでございます。

ですから、商工会自体につきましても、今後、当然のことながら自助努力、これはやっていかざるを得ないというふうには思っておりますけれども、そういう観点から、これにつきましても、いろいろとあるんでしょうけれども、どこでどのように御審議なさるんかわかりませんが、今後そういうことも踏まえた中で、緩やかになくしていったらいいと。といいますのも、もう合併と同時に8%がゼロになるっていうことは大変なことでございます。それだけをちょっと申し上げておきたいなというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） 十分に申し伝えておきます。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そしたら、協議第32号についてお諮りをいたします。

協議第32号については、修正案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第32号は、修正案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第37号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。

なお、協議第37号から協議第45号につきましては、前回第13回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、協議第37号の提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の10ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第37号農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページの中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。

なお、この協議第37号からは、前回会議で提案し、継続協議となっております案件でございますが、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容の説明は以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第37号について、御質問等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 私、前回にも御要望を申し上げたと思うんでございますが、きょう、これ恐らく確認されると思いますので、再度、議会代表の農業委員といたしまして御要望を申し上げたいと思います。

この協定項目は、合併特例法の法律で定められたことでございますので理解はできますけれども、これは平成20年7月までの調整案でございますので、20年以降は農業委員の数とか地区とかは触れられておりません。13回の協議会でも申し上げましたが、合併後の香川町地域における農業委員活動に支障のないよう、残任期間が過ぎました平成20年7月の一般選挙の時点で、香川町を一つの選挙区にするか、また、これが無理な場合は、少なくとも塩江、香南、香川町を一つの選挙区にさせていただきまして、そして委員の総数も、この地区が農村地帯ということも御配慮いただきまして、できるだけ多くの人員を割

り当てていただきたいと、このように思いますけども、市の方の御見解を承りたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、農業委員会部会の方から御答弁申し上げます。よろしくお願いたします。

溝渕農業委員会部会長 座って失礼します。農業委員会部会でございます。

今、初瀬委員さんのお尋ねになりました選挙区の問題、しかも、合併特例期間が終わりました後の問題でございます、これが非常に重要な問題でございます、おっしゃるとおり。ただ、この選挙区の設定につきましては、これは農業委員会等に関する法律に規定がございます、選挙区を設ける場合には、おおむね有権者数でその定数を配しなさいということがございます。

それともう一つ、選挙区を設ける場合には、農地面積が500ヘクタール以上、それから基準農業者数といいますが、これは農家戸数でございますが、これが600戸以上という規定がございます。この規定の中で定数の検討というのがなされます。

それで、この合併におきましては、高松市を入れまして1市6町の、今、合併が進んでおりますので、この選挙区の定数につきましては、20年の段階での、どこと合併をするのか、その合併の状況と合わせた中で検討をいたしたいということになりますので、その節につきましては、もう高松市、また合併された各町から出られた農業委員さん合わせた中で検討になるうかと思っておりますので、そういったことで御理解いただければと思います。

初瀬委員 ありがとうございます。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 前回のときに、私……、前々回でしたか、前々回お尋ねしたときには、有権者数でなくて、耕地面積あるいは農家戸数と。で、有権者数は、有権者台帳の整備の仕方が高松と香川町と違うから、有権者数は余り参考にならないんだというふうな説明だったかと思えます。

今の初瀬委員の質問に対するお答えの中には、今度は議員定数の割り振り、選挙区ごとの割り振りは有権者数に基づいてするんだと。非常にそこにも矛盾があるかと思うんで

すけれども、いずれにしても、合併をしてみた上でないとその按分、あるいは案を起案することができないんだという説明で、先々どうなるんだろうかということには非常に大きな不安が生まれるわけですが、当初の説明の中で、私はちょっと聞き落としたかもわからんですけれども、この高松と、今、既にもう塩江町は合併を議決されてますし、さらに私どもの香川町も合併するという事になった場合は、少なくとも二つ以上の農業委員会を構成することもできるということのようですが、もしそれが可能であれば、そういった施策をとってでも、何とか配慮を、農村部にさせていただかなければ、私どもの区域でも、中山間部もあれば平地部、都市化が非常に進んでいる地域もあります。それぞれの地域で、今、現在いる農業委員さんも苦労しているのは、地域の条件がもう全然違った条件の中で、その具体的ケース・バイ・ケースの問題、どう対応するかというのが非常に悩みの種になっているようです。

そういったことを勘案したときに、香川町に、将来は、耕地面積とか農家戸数からいえば2人か3人しか配分できないことになるかもわかりませんよというのが、現在までの説明の資料から推測するところです。2人、3人の農業委員さんで町の隅々まで目を届かせるというのはまず至難の技ですし、これは、よそのことを心配する必要ありませんけれども、そういった、今現在の、既存の方法でそのまま進められた場合には、例えば、あの広い塩江町に農業委員さんは一人もいない状態が生まれかねない危惧さえあります。そういうことから、できれば農業委員会が、少なくとも塩江町に続いて、もし香川町が合併できた場合には、二つ以上の農業委員会が構成できるのであれば二つの農業委員会に分割構成をして、そういった僻地も農業委員の目が届くような状況をつくっていただきたいと思うんですが、そういったお考えはどんなんでしょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

溝渕農業委員会部会長 お答え申し上げます。

まず、農業委員の先ほどの選挙区の定数の考え方と、それから、今回の特例の定数の考え方につきましては、先ほど委員さんの御発言のとおりでございます。

ただ、この特例の定数につきましては法律的な定めはございません。それで、高松市と香川町さん、今ほかの町の合併もございしますが、いずれにしましても、各町の農業委員さん、市の農業委員さんも合わせまして、皆さん同じような活動をしていただくと、同じような状況の活動をお願いしたいということで今回定数を考えたものでございます。そういった中で、今回いろいろ定数の提案をさせていただいたりします。

それで、先ほどの委員さんとの関連もありますが、将来的な話でございまして、今、農業委員会法で言いますと、選挙による委員さんは最大40人しかとれません。これはもうどんなに行政区域が大きくなろうとそれしかとれません。それで、先ほど御意見がありましたように、一定の要件があれば複数の農業委員会を置くことはできます。それは資料の方にも書いてございますような形をとることができますが、ただ農業委員会委員さん、また農業委員会のあり方として、非常に農地を守らないかん。農地というのは食糧の生産の場だけじゃなくて、環境問題とか、それから防災面、非常に多面的な機能を持っておりますので、非常に農地の保全是重要な問題がございまして。ですから、私も農業委員会事務局の立場からすれば、もうまさにおっしゃるとおりでございまして、しかしながら、今回、農業委員会法は昨年改正されましたが、広く一般市民、国民の方からすると、農業委員会、また農業委員さんの活動が非常に見えにくい、わかりにくいといったような状況の中で、今回、法改正がなされました。

そういった中で、我々自治体的には、非常に農業委員会、高松市の農業委員さんも活動いただいております。また、香川町の農業委員さんも活動しておるといことは事務局から聞いております。しかしながら、先ほど言いました法の中で40人という定数がございまして、こういった厳しい行財政状況、合併の基本的なスタンスから考えますと、やはり複数の農業委員会を置いて、そこまで農業委員会活動、また農業委員会をふやす必要があるかなというたら、これはいささか、正直、私もいかがかなと思っております。そういった中で、一つの農業委員会として、高松市とともに高松市の農業、農地を守っていくということなので一つの農業委員会ということで提案をさせていただいております。

それで、問題は、定数なり今後の活動でございまして、合併したら、ちょうど40人となりますと、いずれにしても、高松市も今40人いる定数から減るようになります。これも実際的に、その20年が来た時点での選挙人数の数にもよりますが、やはり高松も相当減ということが想定されます。そうしますと、香川町さんが御心配なさったんと一緒にございまして、高松市も、農業委員さん1人では、おのずと活動が限られます。現在、高松市もそういった中で農業委員さんのいない地区がございまして。こういった地区に対しましては、私どもは、実は今7つの地区部会を設けております。それで、委員さんのいない地区とか、委員さんが、こう言っては申しわけないですが、亡くなったり、病気がなされた方に対しては、地区部会として対応をいたしております。

ですから、今後も、この合併が進む中で、確かに公選の委員さんが減りますが、委員さ

ん一人一人の活動ではなく、一つの地区部会として活動していただいて、それぞれ、現在の水準より確かに少し落ちますが、そういう農地を守り、農業振興に努めていくということで、今後も地区部会制度を残した中でやっていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（増田会長） はい、どうぞ。

大塚委員 現在の一農業委員会の制度を維持したいということだったと思いますが、人数がおればそれぞれの実情がつかめるといえるものではないと思います。それぞれの地域によって、農地を取り巻くいろんな慣行もたくさんあります。こういった慣行も、やはり紛争など起きたときには非常に重視がされる課題であります。そういったことまで地域の離れたとこの農業委員さんが勘案をして、しんしゃくして裁決を下すということは非常に難しいことになってくるんでないか、そういう危惧もあります。そういったことから、できれば農業委員さんについては、そういった地域性のある問題に対応できるような体制を将来確保できるように配慮をいただきたいと思います。

以上、要望して終わります。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） そしたら、お諮りいたします。

協議第37号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第37号については、原案どおりと確認をいたします。

次に、協議第38号事務組織及び機構の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料14ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第38号事務組織及び機構の取扱いについてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） それでは、協議第38号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 香川町の御厩でございます。以前の会のときに、市長さんに、これいきなり

言うた形みたいになって失礼いたしましたのでございますが、香川町、香南町、塩江町、このあたりを中心とする南部地域の総合支所、もしくは総合事務所ということができないかと、お考えはどうでしょうかということ、いきなりの質問で大変失礼いたしましたのですが。

私も思いますのは、合併して高松市も広くなりますし、住民個人の手續云々が、大体のことは支所でできるんでしょうが、これはやっぱり本庁へ行かないかんというもんがやっぱりできてくると思うんです。高松市がもし、6町全部が行くかどうかわかりませんが、幾らかは、もう行くところも決まっておりますし、広がって、やっぱり足の便の悪い方とかいろいろあった場合には、やっぱり地区地区で、この問題、すべてここの総合支所へ行けばできますよという形、ピラミッド的な市役所でなくして、やっぱり核がぼんぼんぼんとあるような形、分散型の合併というのが事務所的にはあってもいいんじゃないかなと思うわけでございますが、そのあたりのことは、市さんとしてはお考えがどんなでしょうかね。可能でしょうかね。どんなんですかね。

議長（増田会長） ええ。いろんな合併協議、これまでした中で、特に健康相談とか、そういう、従来、地区の保健センターでしとんを全部高松市の中心部まで行かないかんのかとかということで、当然そういうことにならないように、基本的には、これまでの住民サービスが低下することのないようにというのが基本でございますので、手續なんかは、これからもう相当電子化していったりして、もう一々行かなくて済むようなことになると思いますけど、年に一遍や二遍ぐらいの大きい事業なんかは、本庁の方でないはどうしてもだめな場合もあるでしょうけれども、普通の、通常の事務はできるだけ支所でできるように、そういう基本的な考えのもとにやっていきたいと思っております。

はい、どうぞ。

御厩委員 あと、それとあわせまして職員なんですけど、合併後になりますと、支所になって、3分の1ないし、減ると思うんですが、例えば香川町で100人おったのを30人、40人になった場合に、その残りの職員を、高松市さんの方へ行くんと思いますが、できたら、やっぱり地元のことは地元の職員が一番知っておるので、ある程度残していただいて、中心部の人材が本当に足らんやというんであれば別ですが、我々、支所になって香川町の職員が、減る職員がどこへ行ってどういうふうな仕事をするんだろうかという心配もございます。やはり、地区にできるだけ残っていただいて、よくわかっている職員ばかりでございますので、そういう意味でも、やっぱり総合支所ということを経ひとも考えていただきたい、要望いたしたいと思います。

議長（増田会長） ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第38号について、お諮りいたします。

協議第38号について、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がございませんので、協議第38号については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第39号一部事務組合等の取扱いについてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料19ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第39号一部事務組合等の取扱いについてでございます。提案内容は、ページ中ほど枠の中に記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第39号について、御質問等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。事務組合のこの協定項目ですけれども、事務組合の職員の身分の取扱いについて、何ら触れられておりませんのでございますけれども、現在の施設に勤務しております、香川町で言えば香川南部葬斎場組合、また讃岐地区広域消防組合、それと高松市さんともどもやらせていただいとるひぐらし荘等の職員は、引き続き、引き継ぐことになるのかどうか、現場職員は非常に不安になっておるのでございますけれども、ここらはどういうふうな職員の身分の取り扱いでいくんでございましょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ただいまの御質問でございますが、現在のところ、先ほど来、出ておりますように、高松市との合併協議がまだ進行中ということでございますので、合併がどのような形になるかということによって、この一部事務組合、たくさんありますけれども、その取り扱い方が変わってくるということでございます。一部事務組合として残るものもあれば消滅するものもあるというようなことでございます。

解釈はちょっと差し控えたいと思いますけれども、原則的な法律だけを御紹介させていただきますと、まず一部事務組合につきましても、普通地方公共団体に関する規定の準用

というものがあまして、市に関しては市の規定の準用というものがございまして。この規定の準用といいますのは、地方自治法だけではなくて、他のすべての法令を含むということございまして、地方公務員法あるいは合併特例法も含むということになるかと考えております。

合併特例法で、第9条において職員の身分の取扱いということが規定をされておまして、一般職の職員が引き続き合併市町村の職員としての身分を保有するように措置しなければならないということになっております。このような二つの法律の関係からいまして、それを踏まえて誠実に協議が行われるべきであるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

初瀬委員 それじゃ、引き続き、合併した場合には、こういう組合にお勤めの方は、ある程度身分が保障されると、こういうことございましてね。

事務局長 ただいま申し上げたとおりでございますが、合併の形によってその一部事務組合がどうなるかによって対応が変わってきますので、そのままの状態かどうかということ、ちょっと個別のことで説明がしにくいわけでございますが、基本的に職員でございますので、その一部事務組合でやっておった仕事が、組合がなくなれば、そのもとの自治体へ戻るとというのが一部事務組合の大原則でございます。もとの自治体がなくなって、合併しておれば、それを引き継いだ自治体に戻るということになります。それは、一部事務組合の仕事も財産も組織・機構も、もとの自治体へ戻るということが法律の考えでございますので、ただいま御指摘いただいたようなことが基本になるかというふうに思います。

議長（増田会長） ほかにございましてか。

初瀬委員 引き続き。

先ほど大塚委員さんからちょっと土地開発公社について触れられましたけれども、先日の協議会で、13回の協議会で、私、高松市と香川町の土地開発公社の貸借対照表をいただきたいと申し上げておりましたところ、香川町の方から1月6日にこの資料をいただいております。

そこで、先ほども大塚委員さんがちょっと触れられておりましたけれども、我田引水で申しわけないんですが、香川町は、まず土地開発公社については問題ないかと、このように思うわけでございますけれども、ちょっと高松の土地開発公社さんについての、この内容についてお尋ねを申し上げたいんでございますけれども、先ほど借入金215億円と、同じように公有用地が215億円計上されておりますけれども、これの購入した時期並び

にこの土地の活用方法、これを承りたい。

それともう一つ、この215億円に対する支払い利息の計上があつたらんわけでございますけれども、そこらはどういうふうになつとるのか。合併して私どもも高松市になる以上は、やはりここらも少し詳しく知っておきたい、このように思いますので、よろしくお願ひします。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、企画財政部会の方からお答えを申し上げます。

白井企画財政部会委員 それでは、企画財政部会でございます。

購入時期につきましては、手元に資料ございませんので、また後ほど御報告いたしたいと思ひますが、215億円のうち、この事業につきましては、8事業でございます。例えば、都市計画道路事業とか、都市計画公園事業あるいは公共下水道事業等々でございまして、そういった事業に伴ひまして、高松市の事業のために先行取得をしておるものでございます。

平成15年度末におきまして、先ほど言われました215億円という金額、長期借入れをしておるわけでございますが、これにつきましては、高松市からの無利子の借入れが34億7,000万円余りでございます。また、金融機関から、3行でございますけれども、180億2,000万円余りの借入れがございます。

これらにつきましては、御懸念がある点につきましては、長期保有地ということございましょうけれども、例えば10年以上の買い戻しされてない土地につきましては、全体面積約13万平米ほどございますけれども、そのうちの1,955平米のみでございます。

そういったことで、高松市の、今後、事業進捗に伴って、用地を買い戻しをしてもらうということで公社としては働きかけをしておりますし、また、その利息につきましても、できるだけ軽減できるような方策としまして、幾つかの方策をとっております。特に、昨年7月にサンポート高松A1街区につきましては、それまで金融機関に借り入れておりましたものを、市の借入金としまして34億5,000万円を充てております。こういったことでの利息軽減、そういったことで、できるだけ買い戻しにおける負担が少なくなるように、そういうようなことで、公社としては、現在努めております。

議長（増田会長） 金利が載ってないと言つたと思う……

白井企画財政部会委員 金利につきましては、固定金利ということで、5年間はそれぞれ金融機関との中で提示していただいた金額で、例えば平成8年、これはサンポート高松

でありますけど、これは3%余りかかっております。それで、5年過ぎますと、あとは1年ごとに各金融機関から利息を提示していただきまして、低いところからお借りしてあるということで、今年度につきましては、1.05%から1.41%で借り入れをいたしております。

以上です。

初瀬委員 いや、私はそういうことを質問しとんじゃないんです。高松市さんのあれですから、私ども介入はできんわけで、ただちょっとお尋ねしとるわけでございますけれども、この損益計算書に支払い利息が載ってないと、こういうことで、そこらはどうふうになさっておられるかどうか。何か、香川町でこれをいただいたんですけど、高松市さんから御提示があってこれをお渡しいただけたと、このように解釈しとるもんですから、受取利息はあるのに支払い利息はないというような御提示ですので、その何ぼで買っとる、何ぼで買っとるというようなことでなくて、支払い利息の方はどうなっておるのかなと疑問を生じたもんで。もうわからなければ結構です。

白井企画財政部会委員 支払い利息につきましては、15年度末トータルとしまして24億円余りの利息がかかっております。

初瀬委員 それはこれに載せてないわけですね。

白井企画財政部会委員 ええ、これは貸借対照表でありますんで、これには載っておりません。

初瀬委員 損益計算書にも載ってないですね。

白井企画財政部会委員 はい。

初瀬委員 結構です。わかりました。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。先ほど職員の取扱いについて、一部事務組合が解消されたときのお答えがありました。逆に、継続する場合、例えば火葬場ですけども、当然火葬場の施設としては一応ちゃんと整った施設です。これが3町の一部事務組合で運営されるんですけども、3町ともが合併したとしても、当然、今度は市の施設として、あるいは事務組合管理のままにしても結構ですけども、継続使用することには変わりがないと思います。そういった場合に、どういう取り扱いになるかをお尋ねしておきたいと思っておりますけれども、職員の身分については、その場合、例えば正職員とまざって臨時職員も同じ

ように働いている場合、その臨時職員は整理をされることになるのかどうか。

それから、あわせて、関連して、先の項目ですけれども、お尋ねしておきたいと思いますが、香川町の場合、特に保育所の場合、正職員と臨時職員との比率が、臨時職員が非常に高くなってきている問題がございます。もし、臨時職員が香川町で解職されるとすれば、香川町の保育所は全く機能できないような事態に立ち至りかねない状況にあります。そういった場合の対応はどうされるのか。

そして、先ほどの火葬場の話に戻りますけれども、火葬場を引き続き市の施設あるいは組合立のまま残しても結構ですが、これを引き続き使用する場合、高松旧市域との互換性というか、お互いに、高松市の既存の施設も、香川町の住民が使う場合もあったり、逆に高松市内の状況に応じて、こちらの現在ある施設を使うようになるのかどうか。

実は、先般、特別委員会の中で、香川町の町長の方から、お互に行ったり来たりということも、高松市がつかえておる場合は、こっちも、南部の方の人は使ってええんでないか、あるいは香川町の住民が向こうの方へ行ってもいいんじゃないかと、そういうお答えがありました。ところが、その後、伝え聞いた住民の方たちから、そんなことなるんやったら、この施設は使わんようにしてくれと、閉鎖してくれと。そんなに広範囲から来るようになると地域のイメージがますます落ち込むがという心配の声が出てきています。そういう取り扱い、今後の火葬場の取扱い、また一部事務組合あるいは町の職員の臨時職員の問題、どういう対応になるのかお教えいただきたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 事務局として説明できる範囲でお答えしたいと思います。

まず、第1点の一部事務組合南部葬斎場組合のことかと思いますが、南部葬斎場組合は、香川町、香南町、塩江町でつくっておる一部事務組合でございます。この3町がすべて合併して高松市になれば、この一部事務組合はその時点で自動的に消滅をいたします。これは存続することはできません。存在しなくなりまして、これは当然、高松市がその事務を引き継ぐということになります。この3町の合併の時期によって、その一部事務組合がどのような対応になるかということについては、これからの合併協議によって定まってくるものと考えております。

それから、2点目の臨時職員の問題につきましては、ちょっと総務部会の方が専門でございますけれども、前回か前々回で、この会議で説明があったと理解をいたしておりますけれども、合併特例法の考え方を踏まえて対応するというところでございまして、高松市の

制度にのっとって対応したいというような部会の説明があったというふうに理解をいたしております。

こちらの方からは以上でございます。

議長（増田会長） 以上ですが、ほかにございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 お答えがちょっと満足できないわけなんですけども、臨時職員の取扱いについてはどのようになるのか、再度お尋ねしたらと思います。

議長（増田会長） では、臨時職員の取扱いについて、再度。

事務局長 臨時職員につきまして、先ほど申し上げましたように、ちょっと総務部会の担当部署がきょうは来ておりませんので、前回、部会の方が説明したことを先ほど私の方で申し上げたとおりでございます。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

溝渕委員 香川の溝渕でございますけれども、今の南部の葬斎場の関係でございますけれども、葬斎場をつくるときに地元とのいろいろな交渉があったようでございます。それで、そのときにいろいろ条件が付けられておりますけれども、そういうような地元対策の条件についての話し合いというのは、今後どのように進められるかお聞きしたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） 詳しくは、また説明の必要があれば部会の方からお答えをしたいと思います。本日新規提案の項目の中に、そういった葬斎場の使用の関係がございますので、また後ほど、それについては御説明を、そのときに説明をさせていただきたいと思っておりますし、御意見もいただきたいというふうに考えております。

溝渕委員 はい、わかりました。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。開発公社の関係ですけれども、この土地の事業目的が8事業部門に大別されるんでないかという説明だったかと思えます。いずれの事業で使うにいたしましても、本来、普通、長期のいろんな計画を立てたととしても、そういった具体的に財政を伴った処置をすれば、長くても3年、5年の期間になるんでないかと思えますが、先ほどの説明の中で、13万平米のうち15年を超えてるのはわずかしかないと

いう御説明でした。そしたら、3年、5年の事業をさらに乗り越えて、まだ先の用地も確保をするような運営が、計画段階ではそういった運営も計画の中に織り込まれる場合があるのかどうか、その点お尋ねしておきたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

白井企画財政部会委員 事業としましては、やはり先ほど申しましたように、固定金利5年というものが一応基準でございまして、5年以内に本来の市の特定事業のために買い取っていただくということで、現在も市の方に働きかけをしております。ただ、いろいろな、市の方にとりましても、財政状況、そういった、また周辺の状況によりまして、その事業を、また国の状況もございまして、そういったことで事業の進捗が遅れておるといことはございます。

それから、先ほど15年以上が1,955平米ということですが、10年以上でござい

ます。

それから、できるだけ5年以内に買い取っていただくために、市としましては、債務負担行為を設定いたしております。5年以内の債務負担行為ということで、買い取り時期とか価格を明確にするということで、最近はそういうことでお願いをしております。

以上です。

大塚委員 重ねてお尋ねしたいんですが、その8事業部門で、当然、今言われたように、財政事情などで工事期間が延長される場合は当然あり得ることだとは思いますが、8事業部門で、大体、今確保している土地はほとんど活用の計画の範疇にあるのかどうか、その点確認しておきたいと思います。

議長（増田会長） お答えします。

白井企画財政部会委員 それぞれ特定の事業目的を持って先行取得した土地でありますので、もちろんそういった予定がありますし、すぐにとということではありませんが、市の方で買い戻しをしていただく計画はございます。

大塚委員 終わります。

議長（増田会長） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございましたら、協議第39号について、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ありませんので、協議第39号については、原案どおりと確認をいたします。

次に、協議第40号障害者福祉事業についてから協議第42号その他の福祉事業についてまでの3件、一括して議題といたします。

提案内容を改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料22ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、協議第40号障害者福祉事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

25ページは、協議第41号高齢者福祉事業についてでございますが、これも提案内容は、中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、28ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第42号その他の福祉事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。

協議第40号から第42号までの3件の提案内容は、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第40号から協議第42号について、御質問等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。第41号の高齢者福祉事業でございますけれども、その中で、恐縮なんです、私、第13回会議の附属資料でちょっと勉強させていただいたとるもんですから、13回会議の資料によりますと、高齢者福祉事業、分類が軽度生活援助事業で、前回の配付資料で31ページになるんでございますけれども、ここのいわゆる軽度生活援助事業に対する利用回数、時間と、5のところでございますが、高松市さんの場合は、利用回数が2回で、月2回でございます、利用時間が3時間、それと香川町の場合は、ホームヘルパー利用回数2回、週、以内と、利用時間が2時間、1回以内と、こういうふうになって、非常に高松市さんと香川町では大きな差異があるわけでございます。

高松市さんの軽度生活援助事業実施要領を見ますと、その運営の第2条に、「事業は、社団法人高松市シルバー人材センターに委託して実施する。」と、こうなるとるわけでござ

ざいます。香川町の場合は、やはりその実施要領によりますと、第2条で「この事業の実施主体は香川町とする。」と、こういうふうになって、町が直接の運営になっておるわけでございます。

それで、この間、13回のおきも、私、申し上げたかと思うんですが、私、私の周辺、我田引水で申しわけないんですが、非常にこのホームヘルパーさんを利用して非常に喜んでいただいております。といいますのは、私の住んでる団地は非常に買い物に不便なところ、交通機関、自分で車を運転しなければいけないというようなこと、それともう相当年数がたつるので、配偶者に先立たれた人でひとり住まいの人が非常に多いというようなことで、軽度生活援助をするにはできるだけ御本人にも動いていただかねばならないのは重々わかっておるのでございますけれども、このホームヘルパーにつきまして、でき得れば、当分の間、香川町のこの制度を存続する、または当年度を加えて3年度存続して、その後は考えるというようなことでやっていただけないもんかどうか、ちょっと希望したいのですが、御所見を承りたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

西川健康福祉部会委員 健康福祉部会でございます。ただいまの初瀬委員さんの御質問について、お答えを申し上げます。

御質問の軽度生活援助事業、この49ページでございますが、おっしゃるとおり、香川町におかれましては、サービス提供者はホームヘルパーさんとシルバー人材センターの会員、当市におきましてはシルバー人材センターの会員となっております。そのサービス提供者についてでございますが、香川町におかれまして、全利用者約70名いらっしゃいますけれども、そのうち9割の方はシルバーの利用者と聞いております。高松市はシルバーの会員が提供してありますが、高松市のシルバーの会員についても、こういった業務はなれておまして、高松市におきまして、利用者からサービスが悪いという苦情も聞いておりませんので、引き続き香川町さんの利用者に対しましても、満足できるサービス提供ができると考えております。

それから、利用回数でございます。これもおっしゃるとおり、ホームヘルパーさんについては、香川町さんにおかれましては週2回の1回2時間、ですから、最高月16時間の利用ができるわけでございます。シルバーについては月8時間、これはほとんど差はございません。これも、今申し上げましたように、ホームヘルパーさんにつきましては、今6名いらっしゃると聞いてますが、そのうち5名につきましては、実質的に月4時間の利用

ということでございまして、もうほとんど、実質的には、サービス低下しないというふう
に考えております。そういったことを踏まえて御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

初瀬委員 香川町の課長さんおいでとらんですか、菅原さん。今の数字については間違
いございませんか、ホームヘルパーの利用者数とかそういうなことについて。

菅原健康福祉部会委員 香川町の菅原でございますけれども、16年の11月分で報告
させていただきたいと思いますが、ホームヘルパーさんの利用者6名でございます。

初瀬委員 時間、利用時間。

菅原健康福祉部会委員 4時間の方が2名、2時間の方が1名、あとは……。

初瀬委員 菅原さん、もうええですわ。私の周囲に非常にそうしたホームヘルパーを利
用してある人が多いということで、香川町全体でホームヘルパーが随分利用されとんかと
思いましたんですけれども、これぐらいの人員の利用度、時間でしたらまあまあそうあれ
ですけれども、できるだけ、非常に重要な問題だと思うんです。これからの高齢化社会で、
よろしく願いをいたしたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。前回にもお願いしたんですけれども、高齢者の入浴サー
ビスですね、これが高松市は浴場組合の関係のところと。香川町は、今まで町内には浴場
もありませんし、温泉もありません。そういうことから、塩江町の温泉の入浴券を支給し
てるわけですけれども、この費用というのは、高松市で現在、現行制度と費用額的にはほ
とんど同じような額です。実際に高松市内の浴場まで香川町の住民に行きなさいよと言っ
ても、これは恐らく、特に高齢者の場合、行く人はいないと思います。そういう現実的な
問題から、制度の趣旨の問題は、この前のときに、そのねらい、趣旨に違いがあるので難
しいというふうなお答えだったかと思うんですけれども、ぜひ対応として、ないものを使
え言われても使えないわけで、これはやっぱり、今までと同じような温泉の入浴券を支給
する方向で解消をしていただきたいと思います。市長さんいかがでしょうか。額的には
変わらんとおもいます。

議長（増田会長） 私が今すぐ聞かれても。ちょっと事務局からお答えします。

西川健康福祉部会委員 大塚委員さんの御質問にお答えを申し上げます。

この調整案でございますが、おっしゃるとおり、高松市の入浴助成事業については、旧市内の銭湯を利用されるということございまして、旧市内でアパートなんかにお住まいの方で、おふるがない方いらっしゃいますことから、そういった方の生活の便宜の向上と衛生管理という観点で実施しておる制度でございます。

香川町の温泉無料入湯券交付事業については、75歳以上の方、全高齢者に対して無料券を配布するという事業でございますが、この事業は、いわゆる香川町の方の調整、意向も十分踏まえた上で、合併時におきまして、この制度の恩恵を受けている方につきましては、引き続きサービスの低下を招かないように継続してサービスを提供するというものでございまして、内容的にはこの制度は継続するというところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、お諮りいたします。

協議第40号から協議第42号についての3件、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ありがとうございます。協議第40号から協議第42号の3件について、原案どおりと確認いたします。

次に、協議第43号農林水産関係事業について議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料31ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第43号農林水産関係事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いを申し上げます。

議長（増田会長） それでは、協議第43号について、御質問、御意見等伺いたいと存じます。

はい、どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬です。前回、13回のときも要望をさせていただいたかと思うんですが、今、香川町では、JAの香川支部農業機械銀行に対しまして、香川町が実施している農業機械銀行受託者機械導入補助とか労災保険料等の補助をしておるわけですが、この受託者機械導入については余り実績がないというようなことでござ

いまして、労災保険料につきましては、これ3年度に限り実施と、このようにありますが、先ほどもだれかおっしゃっられましたように、農業振興のために、でき得れば3年経過した後も、引き続きこれを実施していただきたいと御要望をいたしておきますが、いかがでございましょうか。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） ただいまの御質問は、附属資料のその2の84ページにございます農業団体等育成事業に関する質問でございます。これにつきましては、産業部会の方からお答えを申し上げます。

川西産業部会委員 産業部会でございます。

前回は農業機械銀行に対する補助その他についてお聞きされております。

確かに、初瀬委員さんのおっしゃられましたように、今後、農協等につきまして、農業機械銀行、非常な役割をしてくると思います。あるいは営農集落、これも非常に重要なものと思います。ただし、今、高松市では、現在JA等が実施して、これに対する補助はしておりません。

それともう一つは、ほかの町との整合性等も図る必要がございますので、当面、合併年度及びこれに続く3年度に限り実施するといったしまして、その後におきまして、また新たな市域での、そういうような営農集落を初め農業機械銀行の果たす役割とか、そういうものを考えて、ひとつ制度を考えたいと、このように思っております。御理解賜りたいと思います。

だから、今おっしゃられた労災保険につきましても、それらを全部含めて考えてまいりたいと、このように思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

初瀬委員 わかりました。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。今、現在の制度を、今後将来にわたってはその実情を踏まえて検討したいということだったかと思えますけども、実は、私も香川町にある農業機械銀行の一つの銀行の方の会長をしております。制度が始まって以来ずっと、それ以前から私してるんですけども、この制度が始まって、機械を購入の際に、私が、私の機械銀行構成員であるという証明をして、私が機械を買うというのは私の性格からいって合わないもんですから、一切私はこの補助を受けませんでした。

しかし、今、香川町の中の実情と機械銀行の助成制度を含め、そういった仕組みのないところとの間に地域格差が非常に広がっています。例えば、稲刈りをしますと、香川町では10アール当たり3万4,000円です。高松市で、今、現況の数字、これは個々ばらばらにしているから定かではないんですけども、4万5,000円から5万円と言われている。そういう価格の開きが出てくる中で、高松市内において農業を、今、特に米作をした場合には、そういった自分で機械が操作、もう高齢でできない、あるいは機械を新たに購入してするのは、今の米価水準からいって合わないという非常に不合理な状況のもとで、米をつくってもええけども、つくるのももう費用がかかってしょうがないという苦情を、私、高松市内の方からもよく聞かされてます。現実には、高松市内の農家の受託も現在しているわけですけども、価格差が香川町とそういったところと非常に開きがあるもんですから、大変喜ばれます。しかし、私たちの地域の中でも、もう手いっぱい状況で、後継者を維持するのは非常に難しい状況があります。

そういう中で、もしそういった仕事を、作業を受託してる人がけがした場合の対応、それから機械の購入のわずかな補助であっても、それが後進に役立つよということ、大変今まで効果を上げてきた一つでないかと思います。ただ、聞いてみますと、その実績がちゃんと行政の中に反映されてないというのが、今、ネックになってるそうですけれども、私どもの果たしてる役割というのは非常に大きいわけで、これを数字あるいは実績を集計すれば、かなりな評価もいただけるんじゃないかと。そういったことも十分勘案をされまして、維持と、それから機械銀行に限らず、香川町で各部会、例えば桃をつくれば桃の研究会であるとか、農薬規制、安全な食糧ということで、減農薬のための研修など、非常にそれぞれの部会ごとにたくさんやっています。その部会ごとに、香川町の場合は助成がされて、そういった研修会などが行われてるわけですけども、もちろん私どもの機械銀行でも、安全のための技能講習会とかそういった事業もやっています。

そういった助成がなくなれば、当然、そういう場合の研修の講師をお願いするのも大変困難なわけです。講師の謝金程度のもものと、それから実質研修などに要る費用、あるいは機械銀行であれば労災保険の掛け金の一部、運営費、こういったものが補助をされているわけですけども、これがすべてなくなるということに……、すべてではない、幾つかは高松の既存の制度に編入できる面もありますけれども、これがなくなるということが、実は香川町の特別委員会の中では、それぞれの農協あるいは土地改良、そういったところに周知がされてきたんだと、運営費の助成については了解をもらいましたというふうな答えが

ありました。ところが、直接その担当者に聞いてみますと、そういう説明は受けておりませんと。非常に矛盾した今の状況になってます。

そういう中で、この農林水産関係の分については、もう一度猶予をいただきまして、そういった関係者との間の周知、あるいは理解の得られる内容に改善をする必要があるかと思えます。そういうことで、猶予をいただけたらと思うわけです。

以上です。

議長（増田会長） 事務局から、今の件について。

川西産業部会委員 何点かございますので、総括的な分で申します。

まず、農業機械銀行受託者機械導入補助、これは今、香川町は町単独でやっておられます。ただし、これも県の補助事業がございます。また、高松市でも園芸生産設備に対する市の単独の補助もございます。また、総括的な分と言いますと、園芸団体に補助しております香川町の各部会に対する補助、これにつきましては、他町との兼ね合いもございます。そういうなことで、一応は3年度に限り実施するといったところでございます。

高松市におきましては、一応こういう部会に対してではなく、JAに対する、そういう一本化、あるいは各種園芸特産振興会とか、あるいは農業振興協議会を持っております。そういうような中で視察研修に対する補助とか、そういうようなものを行っておりますので、香川町がやっておられます各部会のそういうような活動につきましては、今現在、高松市が持っておりますそういうような各会の中で活動していただきたいと、かように考えております。

議長（増田会長） ほかに御意見ございませんか。

なければ、お諮りさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 協議第43号についてお諮りをいたします。

協議第43号については、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 協議第43号につきましては、原案どおりと確認をいたします……

御厩委員 済みません。先ほど大塚委員が言いましたように、町内の方での各担当の、JA関係、土地改良関係の十分な理解が私に得られるとは思ってないんです。

議長（増田会長） 意思集約を今回は図らないということですか、香川町さんは。

御厩委員 もう一度継続をお願いできませんかと。

議長（増田会長）　そうですか。そうおっしゃっていただいて、私も……。

それでは、協議第43号については、次回以降に意思集約を図ることといたします。

そういうことでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長）　次に、協議第44号消防防災関係事業についてを議題といたします。
提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤）　それでは、会議資料34ページをごらんいただきたいと存じます。
協議第44号消防防災関係事業についてでございます。提案内容は、ページ中ほどの枠
の中に記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願い申し上げます。

議長（増田会長）　それでは、協議第44号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

初瀬委員　この一番下の行でございますけど、「戸別受信機の経費負担については、合併時まで調整する。」と、こうあるわけでございますが、このことにつきましては、戸別受信機の経費負担とは、新規に設置する費用か、または、防災無線をもう私ども各戸に引いておるわけでございますが、この維持費を戸別に、毎年何ぼとかというふうなことでお支払いするのか、ちょっとそこらを御説明いただきたいと思います。

議長（増田会長）　事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤）　それでは、総務部会の方からお答え申し上げます。よろしく願いいたします。

小山総務部会委員　総務部会の小山でございます。よろしく願いいたします。

今、初瀬委員さんの方から御質問ございました戸別受信機の関係でございますけれども、附属資料の現況欄の117ページに現況がありますように、今現在、香川町さんにおきましては、戸別受信機の設置数が5,150個というふうなことでお伺いしております。それで、調整案としての戸別受信機の経費負担については合併時まで調整するということにつきましては、これは、今後新たに町民の方から要望がありました戸別受信機の取扱いの経費についての調整ということで御理解いただきたいと思います。

初瀬委員　常時の、もう既に取り付けとるおうちに対してのこの維持費の経費ってというのはかからないわけですね、今までどおり。

議長（増田会長）　事務局からお答えします。

小山総務部会委員 今現在の、それぞれの戸別受信機の設置数5,150個につきましては、これは、今現在、香川町の方で既にリース契約で毎年支払っているというふうなことでお伺いしております。だから、それにつきましては、一応当面、今現在の、いわゆる同報系無線の施設は、そのまま存続する限りは今の現状のままということで御理解いただきたいと思います。

議長（増田会長） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第44号について、原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないので、協議第44号については、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第45号学校教育事業についてを議題といたします。

提案内容を説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料37ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第45号学校教育事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。よろしく御審議をお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明いたしました協議第45号について、御質問等ございましたら御発言願います。

はい、どうぞ。

御厩委員 前回、13回の資料のページで言うたら108ページになるんですが、中学生の新人・総合体育大会補助でございますが、この資料で、私ども町内でお聞きしましたのが、硬式テニスと文化部は除外されるというふうに聞いたんですが、そのあたりはどんなでしょうかね、今、現状が、硬式テニス部と文化部に関しては、四国大会、全国大会に行っても市から補助はないということなんですかね。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局次長（加藤） それでは、教育部会の方から御答弁をお願いいたします。

上原教育部会委員 教育部会から御説明申し上げます。

今回の資料の124ページに調整案としてお示ししてありますとおりでございますが、硬式テニスと吹奏楽の補助のことでございますか。

御厩委員 文化部、吹奏楽部とか合唱部とか文化系と、硬式テニス部は補助が出てないんでしょうかと。

上原教育部会委員 一応、そこに、調整案のところにもございますように、一応、合併年度及びこれに続く3年度に限りというふうなことで調整をさせていただきます。

御厩委員 済みません。私、思いますのに、いろんな協会というんですか、テニスがちょっと別個になっとるかもわかりませんし、文化部は文化部で何かほかの補助金制度というんか、あるんで文化部には出さないようになっとんんでしょうか。

上原教育部会委員 一応、学校行事の一つというふうな受けとめ方をさせていただいて、その中の一環ということで、他の部活動と同じような扱いというふうに考えてございます。

御厩委員 済みません。私、部活動としてテニス部の方も吹奏楽部の方もコーラス部の方も、それなりの努力をされ、四国大会、全国大会行かれるのであれば、やはり同様に、ほかの野球部、サッカー部、いろんなクラブありますが、同様な補助を出すべきだと思うんですが、どうでしょうかね。

上原教育部会委員 一応、だからその中にテニス部と合唱部も含めた形で3年度に限り補助をするというふうには考えてございますので。

御厩委員 私が言いたいのは、3年度でなぜ、3年度は香川町はずっとやっとなんですが、3年度に限りということは、4年目からはテニス部と文化部に関しては出せないということなんでしょう。

上原教育部会委員 はい。

御厩委員 それは変わらんのですかね。なぜ、そのテニス部と文化部とを分けてやるのか。同じ部活動でやっとなれば平等に扱うべきでないかと思うんですが。

上原教育部会委員 一応、他の部活動と同じような扱いということで見てございますので、テニス部あるいは文化部の活動も、そういった意味合いで3年度というふうにはさせていただきます。

御厩委員 3年度過ぎてもですかね。ほかの部活動、体育系のクラブは3年度過ぎても、もともと高松市さん補助があるでしょう。それと同じにはできないんですか。

上原教育部会委員 だから、高松市の制度に合わせた補助をさせていただくというふうにはなろうかと思えます。

御厩委員 で、今、現状はテニス部とコーラス部、文化部に関しては出せとんですか、出せないんですか。

上原教育部会委員 高松では出せておりません。

御厩委員 それはなぜ、ちょっと、なぜテニス部とコーラス部や文化部には出せないんですかね。

事務局次長（加藤） 部会の委員で香川町さんの委員さんの方から御説明できるのであれば調整の過程を御説明いただきたいと思うんですが、どんなでしょうか。

多分、市町間でこれは調整をされたと思うんで、どのようなお話になったのか、説明ができるのであればお願いをしたいと思います。

遠藤教育部会委員 香川町の遠藤でございます。当初より、高松市さんと、この件につきましては、調整協議を重ねてまいりました。その中で、テニス部を除く体育部の活動につきましては、高松市さんの方では補助制度がありますと。香川町の補助と対しましたら、多少の違った点はございました。

その中で、主なところにつきましては、四国大会、全国大会の中学校の総合体育大会等の参加につきましては、高松市さん側の方では交通費の全額を補助しておると。香川町の場合は、交通費と宿泊費の全額を補助しておるということで、宿泊費の部分が高松市はないということでもございました。

それからあと、テニス部につきましては、中体連に加盟していないということで、その他のクラブ活動については中体連に加盟しておることから、中体連に加盟していないテニス部については補助をしていないんだということでもございました。

それからあと、文化部につきましても、高松市としては補助はしていないんだという、そういった経緯があるということでもございまして、また、香川町としても、これまでどおりの、そういった補助につきましては、香川町としては相当希望はしたんではございますけれども、高松市さんの方でそういった制度がないということで、香川町だけのそういった学校について特別扱いはできないんだということもございまして、このような調整になった次第でございます。一応3年をめどとして、そういった現行どおりにするということになったということでもございます。経緯としてはそういったことであります。

御厩委員 もう時間も長引いておりますので終わりますけれども、できましたら3年の間に再検討いただいて、子供たちが平等に扱っていただけるように検討をお願いして、要望して終わります。

議長（増田会長） ほかにございますか。

はい、どうぞ。

大塚委員 時間は経過してはいますが、今の説明ですけれども、文化部あるいはテニス部は、同じような形で行くのにその補助がない、援助がない。さらに、体育大会、そのほかの体育部活動関係でも交通費だけで宿泊費はない。それから、機材の運搬が、これがかなり、部活動によっては、機材の運搬というのが非常に大事な仕事になるわけですが、これも、これが半額助成と全額公費負担というのでは、大変大きな違いが出てくるわけですね。特に、吹奏楽部なんかだったら、機材の輸送というのは非常に大事で、向こうへ本人が着いたときにはすぐ練習ができる機材をそろえたい。あるいは、その機材の輸送というのが非常に費用もかかる問題です。それを全く見てもらえない、本人の旅費も見てもらえないということでは、格差が余りにひど過ぎるんですけれども、これを調整することを検討してもらえないのかどうか。もうほかの行政では、香川町以外はそんなことをしとるところはどこもない、おまえとこだけやがと。せやからそんなんはもう取り入れんでええがということなのかどうか、そのあたり再度。

議長（増田会長） 事務局から。

上原教育部会委員 ただいまの御質問でございますが、一応3年度に限り、3年間につきましては、現行どおり実施したいと思いますが、それ以後につきましては、一応、高松の制度に合わせていただくということで、他の町につきましても、ほぼ同様な調整案は現在は検討はしております。そういった意味で、ぜひそういう意味での御理解をいただきたいというふうには思っております。

議長（増田会長） お諮りさせていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、協議第45号についてお諮りします。

原案どおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ないようでございますので、協議第45号につきましては、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、新規提案でございますが、この後、新規提案項目が10項目ほどございます。時間も相当経過しておりますことから、まことに恐れ入りますが、新規提案の協議事項につきましては、本日は説明のみとさせていただいて、御質問、御意見等は、次回会議で伺いたいと存じますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それでは、さよう取り計らわせていただきます。

それでは、協議46号以下の協議55号までについて、一括して事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、右肩にその3と書いております附属資料の新規提案分をごらんいただきたいと存じます。

それでは、2ページをごらんいただきたいと存じます。

案件の数が非常に多ございます。恐れ入りますが、両市町に違いのある点を中心にポイントを絞って説明を申し上げますので、この点、御了解いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、2ページをごらんいただきたいと存じます。

コミュニティ施策のうち、まず自治会活動推進事業でございます。

現況でございますが、2の自治会活動支援補助、3の自治会加入・結成促進奨励について、その内容が市町間で異なっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおり実施する。」としたところでございます。

続きまして、3ページの地域コミュニティ推進事業でございますが、高松市のみの事業でございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと存じます。

広報紙等配布業務でございますが、現況欄にございますように、1、2、3、それぞれ内容は異なっております。

また、4の傷害保険については、高松市のみの制度となっております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと存じます。

地域ふれあい交流事業でございますが、両市町で事業を実施いたしておりますが、すべての項目におきまして、その内容に違いがございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと存じます。

6ページは、防犯灯設置等補助事業でございます。

現況でございますが、香川町では、1の防犯灯の新設工事等補助のうちの移設工事と補修工事及び7ページの2の防犯灯の維持管理補助については、実施をいたしておりません。

また、その他の工事の補助率等におきましても、市町間で違いがございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと存じます。

8ページと9ページの項目につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと存じます。

消費者行政の推進でございますが、両市町の消費者行政の内容に若干の差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと存じます。

12ページは、集会所等設置補助事業でございますが、3の補助率等、4の維持管理の内容に市町間で違いがございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと存じます。

香川町立文化センター等の管理等でございますが、現況欄にございますように、香川町では、地域住民の各種の会合を初め、多目的な利用ができる施設として文化センターが整備をされております。

調整案といたしましては、「香川町立文化センター等については、高松市に引き継ぐ。」としたところでございます。

以上がコミュニティ施策についての調整内容でございます。

なお、会議資料に記載しております提案内容も、ただいまの調整内容と同じ内容でございますので、本日、会議資料の提案内容の説明は省略をいたします。

以上が協議第46号コミュニティ施策についての説明でございます。

続きまして、協議第47号の児童福祉事業について御説明申し上げます。

ただいまの附属資料15ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、保育所の現況でございますが、両市町の現況は、資料に記載のとおりでございます。調整案といたしましては、「香川町の公立保育所については、高松市の公立保育所に引き継ぐ。」としております。

続きまして、16ページをごらんいただきたいと存じます。

保育料でございますが、現況欄にございますように、両市町で保育料の階層区分及び年

年齢区分が異なっております。

また、保育料につきましては、次の17ページに両市町の保育料の比較表を掲載いたしております。

17ページをごらんいただきたいと存じます。

別紙の1の保育料徴収金額の比較表でございます。

資料には、階層区分と年齢区分ごとの保育料の月額を掲載しております。階層によって金額が異なりますが、両市町では高松市の保育料が高いもので最大で8,000円、香川町の保育料が高いもので最大4,000円の格差がございます。

調整案といたしましては、16ページでございますように、「合併年度は現行のとおりとし、合併の年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、香川町の保育所に入所する児童の保育料のうち、負担が増加する場合については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の保育料と同額となるよう、段階的に調整するものとする。」としております。

続きまして、18ページをごらんいただきたいと存じます。

第3子以降保育料減免事業でございますが、現況欄の表でございますように、両市町では対象年齢、対象階層及び減免の内容において違いがございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと存じます。

遠距離通園者等に対する助成でございます。

香川町では、町立東谷幼稚園の廃止により、他の幼稚園、保育所に通園、通所することになった児童の保護者に対して、通園、通所費の一部を補助することにより、保護者の負担の軽減を図っております。

調整案でございますが、「香川町の遠距離通園者等に対する助成については、合併時に廃止する。」としたところでございます。

続きまして、20ページをごらんいただきたいと存じます。

20ページから22ページにかけては、両市町の特別保育事業について整理をいたしております。

現況のうち、22ページの9の地域子育て支援センター事業につきましては、高松市では委託のみで直営では実施いたしておりません。

調整案でございますが、20ページでございますように、「高松市の制度に統一する。

ただし、香川町の地域子育て支援センター事業（直営）については、現行のとおり実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、23ページをごらんいただきたいと存じます。

病後児保育事業でございますが、これは高松市のみの事業でございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと存じます。

放課後児童クラブ関係事業でございますが、運営方法や利用者負担金、利用日などにつきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「香川町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。ただし、香川町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時までに調整するものとする。利用日及び利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において、高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。」としたところでございます。なお、上側の対応策の2つ目の項目にございますように、運営方法につきましては、委託化することといたしております。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

公立児童館事業でございますが、現況欄にございますように、香川町では児童館を2館設置し、児童館事業を実施いたしております。

調整案といたしましては、「香川町の公立児童館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。」といたしております。

続きまして、26ページをごらんいただきたいと存じます。

私立保育所支援事業でございますが、現況のうち、2と3の特別保育事業につきましては、高松市では市単独補助を行っております。

また、4の職員研修費補助金から、次の27ページの7の高松市保育研究会補助までは、高松市のみの制度でございます。

また、8の認可保育所借地料補助事業については、香川町のみの事業でございますが、高松市の現況欄にございますように、高松市では市有地を無償貸与し、民設民営方式で今里保育所を整備をいたしております。

対応策でございますが、26ページにございますように、高松市の制度に統一する。ただし、香川町が借地料を補助している認可保育所用地については、高松市の例により無償貸与方式に変更するものとし、調整案も「同様の趣旨」といたしております。

続きまして、28ページの認可外保育支援事業と、次の29ページの民間児童厚生施設運営補助事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

母子家庭等就業・自立支援センター事業でございますが、現況欄に記載のとおり、香川町では、県が同様の業務を実施いたしております。

調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、31ページをごらんいただきたいと存じます。

31ページは、子育て短期支援事業でございますが、両市町ともに同じ内容の事業を実施いたしておるものでございます。

続きまして、32ページの母子生活支援施設でございますが、これは高松市のみの制度でございます。

続きまして、33ページをごらんいただきたいと存じます。

母子寡婦福祉資金貸付等事業でございますが、香川町では、県が同様の業務を実施しておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、34ページをごらんいただきたいと存じます。

母子等医療費助成事業でございますが、ほぼ同内容の事業を実施いたしておりますことから、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、35ページをごらんいただきたいと存じます。

乳幼児医療費助成事業でございますが、これも同内容の事業を実施しておりますことから、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

以上が児童福祉事業についての説明でございます。

一括説明でございますので、続きまして、協議第48号の環境対策事業について御説明申し上げます。

附属資料40ページをごらんいただきたいと存じます。

40ページから41ページにかけて、ごみ処理事業の収集方法等についての現況を整理いたしておりますが、現況欄に記載のとおり、両市町では、分別の区分、収集回数等に差異がございまして、2の臨時・粗大ごみにつきましては、香川町では、町の環境センターへ搬入した後、一部事務組合の施設でございます東部クリーンセンターに搬入をいたしております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香川町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。東部クリーンセンターへのごみの搬入については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議によるものとするとし、調整案も記載のとおりの内容といたしております。

続きまして、42ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業の手数料でございます。

現況欄に記載のとおり、両市町では、1の家庭系一般廃棄物のごみ袋の料金を初め、各種の手数料等におきまして差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香川町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香川町地域において、使用できるものとする。香川町地域の家庭系一般廃棄物、事業系一般廃棄物、臨時・粗大ごみ、資源ごみ、動物の死体及び自己搬入手数料については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。なお、その後の対応については、全市的な観点から見直しを行うとし、調整案も同趣旨の内容といたしております。

続きまして、43ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業の一般廃棄物適正処理指導事業でございますが、現況欄に記載のとおり、両市町では、ごみステーションの管理方法に差異がございますほか、2の分別収集推進活動補助につきましては、香川町では該当はございません。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、44ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ処理事業の一般廃棄物収集運搬処理許可でございますが、両市町とも、同内容でございますことから、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、45ページをごらんいただきたいと存じます。

廃棄物管理指導等でございます。

現況欄に記載のとおり、両市町では、実施内容に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、46ページをごらんいただきたいと存じます。

46ページから47ページにかけての衛生組織団体活動推進事業につきましては、高松市だけの事業でございます。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ減量資源化推進事業でございます。

現況のうち、3の生ごみ処理機等購入経費補助のうち、高松市の項目でいいますと、生ごみ堆肥化容器の補助率等におきまして、市町間で差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次の49ページ、環境基本計画につきましては、香川町は該当はございません。

次に、50ページをごらんいただきたいと存じます。

環境保全推進事業でございますが、両市町で事業内容に差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、51ページをごらんいただきたいと存じます。

大気汚染監視事業でございますが、実施機関が異なりますほか、一部、実施内容にも差異がございますが、調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、52ページをごらんいただきたいと存じます。

騒音振動防止対策事業でございますが、現況のうち、3の航空機騒音調査でございますように、香川町では、新高松空港周辺整備基金からの助成を受けて基金を創設し、平成9年度から18年度までの10年間、航空機騒音調査を実施することといたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香川町が実施している航空機騒音調査については、平成18年度までは現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、53ページをごらんいただきたいと存じます。

水質汚濁監視事業でございます。

現況でございますが、1の公共用水域水質調査について、市町間で実施方法が異なっておりますが、その他の調査等につきましては、香川町では、県がほぼ同様の業務を行っております。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次の54ページの公衆便所管理につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、55ページをごらんいただきたいと存じます。

し尿収集事業でございますが、現況欄に記載のとおり、市町間で、し尿収集手数料などに差異がございますほか、5の貯留施設にございますように、香川町では、中継用の貯留施設に一時貯留する収集体制となっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香川町の下倉貯留槽については、

し尿中継用貯留施設として継続して使用するものとする。」としたところでございます。

以上で協議第48号環境対策事業についての説明を終わります。

続きまして、協議第49号建設関係事業について御説明申し上げます。

まず、57ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、用途地域でございますが、現況のうち、2の種類につきましては、文字が少し小さくて恐縮でございますが、高松市では、12種類の用途地域を指定しておりますが、香川町では、9種類の用途地域の指定となっております、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の用途地域については、現行のとおりとする。」としております。

続きまして、58ページをごらんいただきたいと存じます。

屋外広告物規制でございますが、高松市では、中核市として、記載のような事務を行っておりますが、香川町では、県が同様の業務を行っております。

調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、59ページをごらんいただきたいと存じます。

建築指導でございますが、一部、香川町においても実施している事業もございまして、大半は、高松市では、特定行政庁として市が実施しており、香川町では、県が同様の業務を行っているものでございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。なお、59ページの下側に特定行政庁の説明を記載しております。後ほど、ごらんいただければと存じます。

続きまして、62ページをごらんいただきたいと存じます。

開発指導でございますが、大半は、高松市では、中核市あるいは特定行政庁として市が実施いたしておりますが、62ページの2の開発指導につきましては、香川町では、町内の開発については、指導要綱に基づき事前協議を行っているほか、次の3の開発行為等の許可基準におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、64ページをごらんいただきたいと存じます。

64ページの建築物等検査から66ページの確認申請審査につきましては、高松市が特定行政庁として実施している事業でございます。

続きまして、67ページの都市公園等から70ページの緑化事業につきましても、高松市のみの制度でございます。説明は省略させていただきます。

続きまして、71ページをごらんいただきたいと存じます。

71ページの花いっぱい推進事業でございますが、市町間で、その内容に差異がございまして、現況のうち、3の花の香る町づくり推進事業は香川町のみの制度、その他の項目は高松市のみの制度でございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、73ページの緑の基本計画は、高松市のみの制度でございます。

続きまして、74ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町道路等でございますが、資料には、両市町の道路状況などの現況を記載いたしております。

また、4にございますように、市道・町道の認定基準につきまして、市町間で差異がございました。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香川町が認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。」としております。

続きまして、75ページをごらんいただきたいと存じます。

道路維持管理でございますが、2の補修及び3の清掃におきまして、一部差異がございしますが、両市町ともほぼ同様の取り扱いをしておりますことから、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして76ページをごらんいただきます。

道路愛護団体でございますが、高松市のみの制度でございます。

続きまして、77ページをごらんいただきたいと存じます。

道路新設改良でございますが、現況欄にございますように、高松市では、市の計画及び地元の要望により、道路等の新設、改良を行っておりますが、2にございますように、地元要望による場合、記載のとおり単価とし、時価買収では行わないことといたしております。

一方、香川町でございますが、町の計画や地元要望により実施する道路の新設・改良事業に係る用地買収につきまして、時価で買収する方法をとっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において、香川町地域の継続中の事業に係る土地買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限

り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、78ページをごらんいただきたいと存じます。

急傾斜地崩壊対策事業でございますが、現況のうち、3の採択基準等について、採択基準の戸数及び事業費の負担区分におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「香川町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。」としております。

続きまして、79ページをごらんいただきたいと存じます。

水防対策でございますが、現況のうち、4の水防本部の設置時期について、市町間で差異がございますほか、6の避難勧告等の住民への周知方法につきましても差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町住民への周知方法については、現行のとおりとする。」としております。

次の80ページの市・町営住宅、82ページの特定優良賃貸住宅制度及び83ページの高齢者向け優良賃貸住宅制度につきましては、高松市のみの事業でございます。

以上が協議第49号建設関係事業についての説明でございます。

続きまして、下水道事業について御説明申し上げます。

引き続き、85ページをごらんいただきたいと存じます。85ページでございます。

まず、公共下水道事業計画でございますが、両市町の計画概要は現況欄に記載のとおりでございます。調整案は、「香川町の公共下水道事業は、高松市の事業として引き継ぐ。」としております。

続きまして、86ページをごらんいただきたいと存じます。

下水道使用料でございますが、現況欄に記載のとおり、1の使用料及び3の納入期限、納入場所におきまして、市町間で違いがございます。

このうち、1の使用料でございますが、金額表の下側に平均的な使用料といたしまして、1カ月18立方メートルの場合の使用料をそれぞれ記載いたしておりますが、高松市の使用料が若干安くなっております。

恐れ入りますが、少し飛びますが、94ページをごらんいただきたいと存じます。94ページでございます。

94ページには、この参考資料ということで、下水道使用料の比較表を掲載いたしております。

左側の表が水量ごとの2カ月分の使用料金、右側にはそれをグラフにあらわしたものを掲載いたしております。御参考にしていただければと思います。

恐れ入りますが、86ページにお戻り願います。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、87ページをごらんいただきたいと存じます。

受益者負担金でございますが、現況のうち、2の負担金額につきまして、市町間で差異がございます、高松市では、1平方メートル当たり150円、香川町では、1平方メートル当たり500円となっております。

また、3の徴収方法、5の報奨金制度及び6の減免基準にも差異がございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、88ページをごらんいただきたいと存じます。

水洗便所改造資金支援制度でございますが、現況のうち、1の内容につきまして、市町間で違いがございます、高松市では、市が直接貸し付けをいたしておりますが、香川町では、融資のあっせんを行い、金融機関に対し利子補給を行っております。

また、2の貸付融資あっせん額及び4の償還方法におきましても差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町で合併時までに融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香川町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

続きまして、89ページをごらんいただきたいと存じます。

汚水ますの設置でございますが、費用の負担区分に市町間で差異がございます、高松市では、使用者の負担となっておりますが、香川町では、町が負担をいたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。」としております。

続きまして、90ページをごらんいただきたいと存じます。

合併処理浄化槽設置に対する補助でございますが、両市町とも、補助制度を設けておりますが、高松市の現況欄でございますように、高松市では、5人槽から10人槽について、市単独の上乗せ補助を行っているほか、11人槽以上50人槽までは、国の補助基準どおりとしているなど、市町間で補助の限度額に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、91ページをごらんいただきたいと存じます。

雨水利用でございますが、現況のうち、1の助成制度につきましては、両市町ともに実施をいたしておりますが、その他は高松市のみの制度でございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、93ページをごらんいただきたいと存じます。

排水設備設置助成でございますが、現況欄でございますように、香川町では、汲取り便所の水洗便所への改造などに対して、改造資金の一部を助成をいたしております。

この制度の取扱いにつきましては、なお調整が必要でございますことから、調整案といたしましては、「排水設備設置助成の取扱いについては、合併時まで調整する。」としたところでございます。

以上が下水道事業についてでございます。

続きまして、社会教育事業について御説明申し上げます。

96ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、生涯学習基本計画でございますが、香川町では、計画が策定されておりませんことから、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、97ページをごらんいただきたいと存じます。

子ども読書活動推進計画でございますが、現況欄でございますように、両市町ともに計画を策定し、当該事業を実施いたしておりますが、計画の内容に若干の差異がございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、98ページをごらんいただきたいと存じます。

子どもの健全育成でございます。98ページから100ページにかけては、両市町の取り組みを整理いたしておりますが、市町間で事業内容等に差異がございます。

このうち、4の学校週5日制関連地域づくり、次の99ページの7の子ども会交流大会から100ページの10の卓球大会までは、香川町のみの事業でございます。

これらの現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香川町の学校週5日制関連地域づくり事業、子ども会交流大会、わんぱく寺子屋、凧揚げ大会及び卓球大会については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、101ページをごらんいただきたいと存じます。

子ども会活動の促進でございますが、2の補助対象団体に差異がございまして、香川町

では、町が香川町子ども会育成連絡協議会へ補助し、そのうちの大部分を校区の子ども会へ助成いたしております。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の校区子ども会への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、102ページをごらんいただきたいと存じます。

P T A活動の促進でございますが、2にございますように、補助対象団体について差異がございますが、調整案は、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、103ページをごらんいただきたいと存じます。

成人式でございますが、高松市では成人の日に、香川町では8月15日に、記載のような内容で成人式を実施いたしておりますが、市町間でその内容等に差異がございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、104ページの青年活動の推進につきましては、高松市のみのものでございます。

続きまして、105ページをごらんいただきたいと存じます。

家庭教育等の推進でございますが、現況欄に記載のとおり、一部、香川町において同様の事業を行っているものもございまして、大半が高松市のみのものでございまして、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、106ページをごらんいただきたいと存じます。

成人教育の推進でございますが、両市町で事業を実施いたしておりますが、その内容において違いがございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、107ページをごらんいただきたいと存じます。

公民館でございますが、107ページから109ページにかけて、両市町の公民館の現況を記載しておりますが、1の施設の概要にございますように、高松市では、校区単位に地区公民館が41館、また、管理公民館が1館整備されております。一方、香川町では、町内に公民館が5館整備をされております。

また、2の開館時間、次の109ページの4の使用料につきましても、市町間で違いがございます。

調整案でございますが、107ページでございますように、「香川町の公民館については、高松市に引き継ぐ。香川町の公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。」としたところでございます。

次に、110ページの高松市生涯学習センターにつきましては、高松市のみの事業でございます。

続きまして、111ページをごらんいただきたいと存じます。

スポーツ団体育成事業でございます。

現況のうち、1及び2の体育協会に対する補助について、市町間に差異がございまして、香川町では、町が香川町体育協会に補助し、地区体育協会に対しては、香川町体育協会から補助金が交付されております。

また、4のスポーツ少年団につきましても、登録料や練習時間帯、補助金などに差異がございまして。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう、段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、113ページをごらんいただきたいと存じます。

スポーツイベント等振興事業でございます。

現況のうち、1の市・町民スポーツ大会でございますが、両市町では、内容及び運営主体等について差異がございまして。

また、2の地区運動会につきましては、香川町では実施いたしておりません。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香川町の町民運動会は、高松市の地区運動会として取り扱うものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、114ページをごらんいただきたいと存じます。

各種スポーツイベント事業でございますが、両市町ともに、現況欄に記載のような事業等を実施いたしておりますが、問題点・課題の欄にございますように、両市町で類似のイベントがありますほか、香川町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が香川町地域に限定されるものがございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。両市町の類似イベントについては統

合する。香川町のスポーツイベントについては、香川町の体育協会が自主運営するものとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、115ページをごらんいただきたいと思います。

体育指導委員でございますが、1の構成でございますように、高松市では、学識経験を有する者と各小学校区から推薦された男女各1名となっております。

また、2の活動内容、3の報酬におきましても差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香川町地域の委員については、3小学校区から推薦された男女各1名ずつとする。委員定数については、合併時までに見直しを行うものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、116ページをごらんいただきたいと思います。

学校体育施設開放推進事業でございます。

現況欄の1の開放施設の種類でございますように、両市町では学校体育施設を開放いたしております。

また、2の管理運営方法、3の使用の申請方法、4の補助金、5の管理謝金、次の117ページの6の使用料及び7の開放時間におきましても、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、116ページでございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、118ページをごらんいただきたいと思います。

体育施設管理運営でございます。118ページから次の119ページにかけて、両市町の体育施設の現況を掲載しておりますが、両市町では、体育施設の管理運営方法、使用申請方法、利用時間、使用料等に差異がございます。

また、香川町では、中学校の部活動、スポーツ少年団、体育協会等が体育施設を使用する場合、使用料の減免措置を行っております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香川町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、高松市の例により、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上が社会教育事業でございます。

それでは、続きまして文化振興事業について御説明申し上げます。

121ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、指定文化財でございますが、1の文化財保護審議会につきましては、両市町とも設置されておりますが、内容、委員数等に差異がございます。

また、両市町の指定文化財の現況は、2に記載のとおりでございます。

また、3の文化財保存等事業補助でございますように、両市町とも、文化財の保存、管理等のための事業に対し補助を行っておりまして、香川町では、ひょうげまつりや祇園座などの団体に補助をいたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町の文化財保存等事業に係る補助については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、122ページの埋蔵文化財調査事業でございますが、両市町とも、ほぼ同様の事業を行っております。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、123ページをごらんいただきたいと存じます。

文化財学習事業でございますが、現況欄でございますように、香川町では、学習会といったしまして、「ふるさと歴史探訪」という事業を実施いたしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町の「ふるさと歴史探訪」については、現行のとおり実施するものとする。」としております。

続きまして、124ページの文化奨励賞につきましては、高松市のみの制度でございます。

次に、125ページをごらんいただきたいと存じます。

文化祭開催事業でございますが、現況欄でございますように、両市町とも、市・町民文化祭、地区文化祭を実施いたしておりますが、開催時期や内容、運営方法、補助金等において差異がございます。

対応策でございますが、香川町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。大野公民館まつりは、現行のとおり実施するものとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、126ページをごらんいただきたいと存じます。

文化芸術活動推進事業でございますが、2の学校巡回教室につきましては、高松市のみの事業でございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、127ページをごらんいただきたいと存じます。

文化団体の育成・支援事業でございます。

現況でございますが、1の文化協会活動補助でございますように、両市町とも、文化協会の運営活動に対して補助を行っておりますが、両市町では、文化協会の組織や補助内容等におきまして差異がございます。

また、3の芸術文化活動事業補助は、高松市のみの制度でございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香川町文化協会については、高松市の地区文化協会として取り扱うものとする。香川町文化協会に対する補助については、協会における相互調整の動向、活動状況等を勘案して、合併時までに調整する。香川町地域における文化団体事業補助については、高松市の芸術文化活動事業補助の対象事業として取り扱うものとするとし、調整案も記載のとおりでございます。

続きまして、128ページから130ページにかけましての歴史資料館運営事業につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、131ページの歴史資料整備事業でございますが、市町間で保管方法に差異がございますが、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、132ページをごらんいただきたいと存じます。

文化教育等普及事業でございますが、3の文化講演会事業につきましては、両市町ともに実施いたしております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香川町の文化講演会については、高松市文化芸術財団の行う事業の中での実施を検討する。なお、香川町スポーツ文化振興会は、合併時に廃止するとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、133ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館運営事業でございます。

現況は記載のとおりでございますが、香川町では、公民館図書室で図書等の貸し出しを行っております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香川町の公民館図書室については、高松市の図書館分室として取り扱うものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、134ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館事業でございますが、現況のうち、2の児童行事の開催時期等に差異がございますほか、3の移動図書館の巡回につきまして、香川町では、県立図書館の巡回文庫を利用するなどの差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香川町地域の児童行事については、現行のとおりとする。移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、巡回箇所については、合併時までに調整するものとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。なお、135ページから後のページにつきましては、高松市のみ文化施設の現況を記載しております。説明は省略させていただきます。

以上が文化振興事業でございます。

続きまして、最後に、その他の事業3件について一括説明申し上げます。

145ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、その他の事業の女性政策でございますが、145ページの男女共同参画啓発事業から147ページの女性センター事業につきましては、高松市のみ事業でございます。

148ページをごらんいただきたいと存じます。

女性団体育成事業でございますが、1の女性団体の支援につきまして、市町間で支援内容に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上が女性政策でございます。

続きまして、149ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業（契約制度）でございます。

まず、契約制度のうち、物品等に係る入札・契約制度でございますが、現況のうち、1の業者登録としての入札参加資格受付制度及び4の高額の特種物品購入に係る審査委員会につきましては、高松市のみ制度でございます。

また、2の発注方法等、3の入札・契約制度につきまして、市町間で差異がございます。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、150ページをごらんいただきたいと存じます。

150ページから151ページにかけましては、契約制度のうち、建設工事等に係る入札・契約制度の現況を記載いたしております。

現況のうち、1の入札参加資格受付の(2)の有効期間、(4)の資格審査付与数値におきまして、市町間で差異がございます。

また、2の発注方法等におきましても、(2)の入札方法等において違いがございます。

また、次の151ページの3の格付け等入札・契約制度の内容全般、また、4、5のそれぞれの項目につきましても、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、150ページでございますように、高松市の制度に統一することとし、合併時において、両市町の名簿に登載されているものは、高松市の名簿登載内容に引き継ぐものとし、香川町のみ名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としております。

続きまして、152ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業のうち、葬斎関係事業についてでございます。

まず、葬斎場でございますが、現況欄でございますように、香川町では、一部事務組合である香川南部葬斎場組合が、葬斎場として、やすらぎ苑を運営しておりまして、その施設の概要等は資料に記載のとおりでございます。

また、次の153ページの3の施設使用料でございますが、1の火葬施設使用料の表の下側に印で記載しておりますように、高松市では、市内の使用料の有料化を検討中でございます。

対応策でございますが、152ページでございますように、合併後において、香川町地域の住民は、高松市斎場公園を使用することができるものとする。香川南部葬斎場の施設の使用については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとするとし、調整案も同趣旨の内容といたしております。

続きまして、154ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町民葬儀でございます。

現況でございますが、両市町は、利用対象、料金等、ほぼ同様な制度でございますが、3の種類・料金等でございますように、葬儀の種類に差異がございまして、香川町では、香川南部葬斎場組合の施設を使用した、やすらぎ苑葬という制度がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、やすらぎ苑葬については、協定項目第16号「一部事務組合等の取扱い」の協議を踏まえ、住民サービスの変化を来さないことを基本に、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、155ページをごらんいただきたいと存じます。

墓園関連事業でございます。

現況欄の1の墓地の永代使用料等に記載のとおり、高松市、香川町ともに、市・町営の墓園がございますが、墓園の区画の使用につきましては、墓地の永代使用料の額や年間の清掃手数料が異なっておりまして、次の156ページの2の使用者の資格につきましても、香川町では、生前の使用申し込みを受け付けております。

また、4の墓地の経営許可事務では、墓地を整備する際の周辺の同意につきまして、墓地の協会からの同意をとる範囲が市町間で異なっております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、155ページでございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町営墓地の永代使用料等については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上が、その他事業3件の説明でございます。

会議次第4 その他(1)合併協定項目の協議状況について

(2)高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

事務局次長(加藤) なお、その他の項目の合併協議会の協議状況と、次回の会議の開催予定もあわせて御説明申し上げます。

会議資料の後にとじております1枚ものの別紙でございますが、合併協定項目の協議状況をごらんいただきたいと存じます。合併協定項目の協議状況でございます。

これは、各合併協議会の合併協定項目の協議状況を、本日現在で整理したものでございまして、左から二つ目の、この高松市・香川町合併協議会につきましては、本日提案した項目には 印を記入いたしております。

ごらんのように、当初予定しておりました協定項目につきましては、合併の期日を除いて、本日の会議ですべて提案を終了いたしております。なお、高松市・香川町合併協議会以外のその他の合併協議会につきましても、次回会議で残っている協定項目が提案されると、そのような予定となっております。

合併協議会の協議状況は、以上でございます。

続きまして、会議の開催予定について御説明を申し上げます。

会議資料の一番最後のページ、64ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料64ページでございます。

(2)の合併協議会の会議の開催予定でございますが、次回の第15回会議につきましては、今月の24日、月曜日でございますが、午後1時30分から、場所は高松市福岡町の香川県自治会館での開催を予定いたしております。

事務局といたしましては、今後のスケジュール等も勘案し、できれば、次回会議で、すべての協定項目に係る協議を終了したいというふうに考えております。なお、協議も最終段階を迎えておりますので、調整等の漏れがないように、各部会とも十分協議をしてまいりたいというふうに考えております。

事務局からの新規提案の説明並びにその他の項目の説明は以上でございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長(増田会長) この際、何か合併協議につきまして、御発言がございましたら伺いますが。

はい、どうぞ。

御厩委員 うちの香川町の担当課長にお伺いしたいんですが、先ほど新規提案の方の76ページ、道路愛護団体として、高松市には、たかまつマイロードという名称で19団体あると、香川町は該当なしとなつとんですが、香川町の道路愛護会というのも、私は道路愛護団体じゃなからうかと思うんですが、担当課長どないに思うとんですか。

議長(増田会長) 事務局からお答えします。

事務局次長(加藤) それでは、土木部会の方からお願いを申し上げます。

安徳土木部会委員 失礼します。香川町の安徳です。先ほどの御厩委員さんの御質問ですが、香川町の道路愛護団体ということで、香川町の道路愛護会のことについてであると思いますが、これにつきましては、本日、継続協議分のその2の資料の中の106ページです。農道管理支援制度という形で、高松市の方ではこういう形でしてます。香川町の方では、道路愛護団体について、250万円の補助をして、こういう事業をしてますということで、こちらの方での調整で上がっておりますので、よろしくお願いをいたします。

今回、新規提案上がっておりますのが、清掃とか、そういう部類の事業でありますので、香川町の方には該当なしということで提案をいたしております。

議長(増田会長) ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでしたら、このあたりで本日の会議を閉じさせていただきます。

長時間にわたり御協議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、高松市・香川町合併協議会第14回会議を閉会いたします。

午後 5時07分 閉会

会議録署名委員

委員 三笠輝彦
委員 初瀬恭次郎